

第十三回国会  
衆議院

通商産業委員会公聴会議録第二号

昭和二十七年五月七日(水曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 中村 純二君

理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 山手 満男君

理事 今澄 勇君

江田斗米吉君

神田 博君

堀上房太郎君

加藤 鏡造君

青野 武一君

出席公述人

日本石炭

協会会長 福永 年久君

日本石炭

協会常任理事 國崎 眞推君

福岡県知事 杉本 勝次君

直方市長 行實重十郎君

小野田市長 姫井 伊介君

山口県知事 和田 満恵君

対策組合連 栗田 數雄君

福岡県知事 栗田 數雄君

対策組合連 田中 二郎君

東京大学 青山秀三郎君

学部教授 野呂 靜君

岐阜県知事 山口 正之君

協議会常任幹事 山口 正之君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

本日の公聴会で意見を聞いた事件  
臨時石炭鉱害復旧法案について

○中村委員長 これより臨時石炭鉱害復旧法案について公聴会を開会いたします。

開会にあたりまして本日御出席の公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、当委員会の公聴会に公述人として御出席くださいましたことに對し、委員一同を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本案は鉱害復旧事業団の設立並びに復旧工事の施工及び裁定を行い、石炭鉱業による鉱害を計画的かつすみやかに復旧せんとするものであります。本委員会といたしましては、広く各層の学識経験者及び利害関係者の御意見を拜聴し、もって本委員会の今後の審査に多大の参考とらしめようとするものであります。

公述人各位におかれましては、おのおの立場より、十分忌憚なき御意見を御披露くださるようお願いいたします。ただ時間の都合上公述の時間は大体一人十五分程度といたしたいと存じます。

なお念のためつけ加えて申し上げますが、衆議院規則の定めるところにより、公述人が発言をしようとするときは、委員長長の許可を得なければなりません。またその発言につきましては、意見をお尋ねする問題の範囲を越えてはなりません。また委員より公述人に質疑ができますが、公述人は委員に質疑ができませんから、さよう御了

承願いたします。

それではこれより公述人各位の御意見の御開陳を願うことにいたします。が、発言の順序には職業、御氏名を御紹介願います。それでは福永年久君。○福永公述人 私は日本石炭協会会長福永年久であります。

政府においてはこのたび臨時石炭鉱害復旧法案を国会に提出されましたが、鉱害問題の解決は、国土の有効利用及び保全並びに石炭鉱業の健全なる経営上の見地よりいたしまして、きわめて緊要なことでありまして、政府がこの数年の間引続いて鉱害対策に積極的な努力を傾けられておられるのに對して、深甚なる謝意を表するものであります。

石炭の採掘に伴う鉱害問題を解決する方策としては、被害地の現状復旧を行うことが最も望ましいことはあらためて申し上げるまでもありません。従つて石炭鉱害復旧制度の樹立はまことに時宜に適したものと申すべく、私も石炭生産業者といたしましては、この法案の趣旨に賛意を表するものであります。

一昨年五月には特別鉱害復旧臨時措置法が制定されましたが、今回の法案は、いわゆる一般鉱害地の復旧を目的とせられたもので、この法案の生れるに至つた経緯は、次に申し述べることとであると了解いたしております。

すなわち特別鉱害復旧臨時措置法並びに新鉱業法の制定にあたりまして、国会においてなされました鉱害に關する決議に基いて、石炭鉱害地復旧対策審議会が、去る一月二十七日政府に對して示した石炭鉱害の復旧対策に關する勧告を骨子として成案化されたものが、本法案と承つておりますが、鉱害に伴う深刻な社会問題の解決と石炭鉱業の健全な発展とを目的とされたものであります。鉱害対策に關する画期的措置と考えております。しかしながら、右に申し述べました国会の決議の内容でありますところの、国庫の負担において被害地の現状回復を行うために、国会がすみやかに具体策を樹立せられるよう政府に要請されましたことは、鉱業法の金銭賠償主義の原則を改める御趣旨のものではなくて、あくまで国家の独自の立場と責任により現状復旧を行う必要性を認められ、国の積極的介入によつてこれを実施せんとするものであると解釈いたします。従いまして、国庫の負担による現状復旧という御趣旨の決議は、きわめて當を得たものと考えるのであります。しかるにこの法案は上述の御趣旨通り完全に規定したものと了解したい面も見受けられますので、私も業者といたしましては、本法案のすみやかなる成立を希望いたしながらも、内容的にはぜひ御修正を願いたい規定も若干ござりますので、これらの点につきまして以下数項目にわたつて意見を申し述べさせていただきますと存じます。

第一の点は法案第二十三條の評議員の権限に關する規定であります。この規定によりまして、鉱害復旧事業団の主要業務は、評議員会の議決を経なければならぬことになっておりますが、この法案の体系から見ますならば、本規定は事業団の運営を困難にするものではないかと思われまゝ。何となれば、事業団の主要業務はおおむね主務大臣の認可を必要とする事項であり、かつ嚴重なる監督を受ける建前となつておりますから、これらの事項は理事者のつかさどるところにゆだねて十分であり、従つて評議員会はこれを諮問機関とすることが、事業団の運営を円滑ならしめるゆえんであると考えられるからであります。

第二の点は、評議員会の議決の方法に關する法案第二十四條の規定であります。同條第二項の議事採決の方法は、出席評議員の過半数となつていますが、この規定は出席した評議員の三分の二以上の同意を得ることに修正すべきであると考えるのであります。その理由は、評議員会が取上げる事項は定款の変更、業務の方法の決定及び変更、收支予算及び決算並びに復旧基本計画の作成及び変更等でありまして、これらの事項は、商法の特別決議事項に匹敵するものと称しても過言でないと思われ重要事項でありますから、採決はこれに準じまして、当然出席評議員の三分の二以上の同意を必要とするにいたしたいわけでありま

收することを規定した法案第二十八條及び第九十四條に關してであります。が、本規定は、法案第一條の目的から見ましても、全額國庫の負担に改めらるべきものと考へます。そも、この事業団は、政府が鉱害地復旧の施策として設立するものであるのみならず、關係鉱業権者は事業団に対し、納付金として鉱害賠償の限度を納付するわけであり、その上事業団の経費までもこれを負担する理由はないと思料いたします。また地方公共団体に負担せしめることも前述の理由によつて妥當ではないと考へるのであります。

第四の点は、農地の復旧に対する納付金の基準に關する法案第五十一條の規定であります。もとより農地に対する納付金の基準は、賠償の限度である土地の対価に基礎を置くべきものでありまして、従来の公共事業のためのつづし地、炭住敷地の買収事例、その他農地売買の一般取引例等により定められるべきものであります。から、賃賃価格の三千倍程度を最高とすべきが妥當であらうと考へます。従いまして本規定第一項第一号の「二千を下らず五千を越えない範圍」とあるところは「二千を下らず三千を越えない範圍」と修正せらるべきであると思料せられるのであります。なおこの場合、土地の有權の移転は行われずに対価が支払われ、かつ復旧されて耕作が続けられるということも、この基準を決定する重要な要素であることを強調いたしたいと思ふのであります。

第五の点は、農地及び農業施設の復旧後効用回復不十分なものに対しては、一定期間事業団が補償することになつておるのかかわりませう、法案第七十六條第一項但書以下數項にわたつて、右の補償金を事業団が支払わなければならない場合には、鉱業権者が支払ひ請求を受けることとなつております。が、鉱業権者の義務は、法案第七十五條で消滅してゐるのであります。から、この規定は當然削除すべきであると思へます。かつ事業団が支払ひ能力を欠くとは考へられませんか、充足な規定ではないかと思へます。

第六の点は、法案第七十七條に規定する灌漑排水施設の引渡しに關する問題であります。この規定によりますれば、結果的には關係鉱業権者が強制的に施設の引渡しを受け、その維持管理に當ることとなつております。が、鉱業権者は新たに設けられる灌漑排水施設については、法案の五十一條の規定により納付金を納付し、七十三條及び七十五條の規定により、工事完了に伴い、施設の引渡しを強制せられる理由はあります。すでに消滅してゐる賠償責任は維持管理の實際問題を通じて事実上継続されてゐることとなるわけであり、理論的にも妥當を欠くのみならず、本法案の意圖するところの鉱害問題の解決のゆえんでもないと思料いたします。従いまして施設の引渡しは引受人の同意を得ることを條件とし、同意を得ることができない場合には、この法律の施行期間中は、事業団みづからこれを管理するよう規定すべきであると思へるのであります。もつとも法律施行期間後に

ついては、この法律の失効の際におきまして、その経過措置を考究すれば足るのではないかと考へるのであります。

第七の点は、復旧費に対する國庫補助の問題であります。法案第九十一條の規定によりますれば、國庫補助は、工事施工者に対し復旧費についてのみ交付されることになつております。が、復旧に關しては、さきに第五及び第六で申し述べました補償金、維持管理費などが必然的に随伴するのでございまして、従いまして國庫補助の対象は、直接の復旧工事費のみならず、効用回復不十分な土地、農地等に対する補償及び灌漑排水施設の維持管理費などを含む費用、すなわち法案第四十八條の規定による復旧費などを対象とする必要があると思へるのであります。

次に第八の点は、法案第九十二條の國庫補助償還の規定についてであります。この規定によりますれば、公共施設の復旧に關して支出される國庫補助は、工事施工後鉱業権者より償還せしむることができるとされております。しかしながら公共施設の復旧は、効用の回復以上に必然的に価値の増大を伴うのみならず、農地等の復旧と関連し、国土計画の一環として総合的に復旧されるものであります。から、復旧工事費の一部は國も当然負担してしかるべきであります。少くとも一般公共施設の災害復旧に準ずる國庫補助が行われてさしつかえないものではないかと考へます。

最後に、法案第三十七條の規定による事業団の關係業者に対する各種資料の提出要求について、特に罰則規定が

あることは非民主的であり、時代錯誤と思へます。から、當然削除せらるべき規定と思料いたします。

以上所見を申し述べましたが、なお關係業者といたしましては、特に冒頭に一言申し上げました鉱業法の金銭賠償の原則を越えて原状復旧が行われるという点に、深い関心を寄せざるを得ないのであります。法案の御審議に關しては、さきの国会の決議がこの法律に具体化するよう重ねて希望を申し上げまして、私の公述を終りたいと思へます。御清聴を感謝いたします。

○中村委員長 次は青山秀三郎君。

○青山公述人 私はただいま東京大学の工学部長をいたしております。青山秀三郎であります。私の専門といたしますところは、鉱山關係のものであります。ので、申し上げることも多少、鉱山の立場を考へておるということにならうかと思ひますが、できるだけ中立的立場において私の所見を申し上げますのであります。

今まで国会におかれまして、いろいろ鉱業關係の法案を御審議に相なりました。その機会に私も公述人として意見を申し上げたのであります。が、それらの法律が公布されました後に拜見いたしますと、私どもの申し上げましたことをよく取上げて御審議いただいたとお考へるのであります。私は非常に感謝申し上げておるのであります。

本日問題になつておりますこの臨時石炭鉱害復旧法案につきましては、石炭鉱害地復旧対策審議会におきまして、私も委員として席を連ねまして、しばしば意見を申し上げて参つたので

あります。その第五次案までに政府當局の御苦心の跡はよく承知いたしておるのであります。それらを考へまして、私はただいまの法案につきまして、趣旨としては賛意を表するにやぶさかでないものであります。ただその内容におきまして、なお二、三の機会に私の希望的な意見を申し上げたいと考へるのであります。ことに本年一月二十四日の同審議会におきまして、その要綱が決定されたのであります。が、それと本日の法案と比較いたしますと、今申し上げましたような二、三の私の希望的な意見を申し上げたいと思ふのであります。

まず第一に、鉱害復旧事業団の組織あるいは運営に關する問題であります。ただいまも福永会長から御意見が出たようでありまして、この事業団に評議員会が設置されております。この権限に關することなのであります。事業団の性格から見まして、評議員会というものの運営に対して相当重く考へるといふことは當然の措置であらうかと考へるのであります。が、その主要なる業務はほとんど全般にわたつてこれを議決するという性格は、少し強過ぎるのではないかと考へるのであります。その議決も過半数制をとつておるのであります。が、この種事業団の業務は主務大臣の認可ということもうたわれておるのであります。理事者に相當な幅の権限を持たせた方が、むしろこの運営の両面から見まして妥當ではないかと思へるのであります。ことに理事者その他の選任にあたりましては、評議員が関與しておるのであります。から、運営そのものについてはた

だいま申し上げましたような評議員会としての権限をいさしく縮小しておく方が妥当でないかと思われるのであります。第二の事業団の経費の問題であります。これもたゞいまお話を伺つたこととありますが、当初年度においては石炭トン当り五円以内とか、あるいは次年度以降においては鉄業権者の復旧費の七割以内というようなことがうたわれておるのでありますが、これら事業団の事務経費はできるだけ所要な問題を限定いたしまして、事業経費そのものの膨脹に対しても避けたいところでありまして、これもさしあたり九州と宇部の各一箇所に置くということになつておるのでありますが、これらの場所の制限もさることながら、それらの所要経費につきましては、できるだけ制限といつては言い過ぎかと思うのであります。膨脹を避けてほしいと希望されるのであります。さていよいよ必要な事務経費につきましては、その負担の公正を期していただきたいと思つております。その相当なパーセンテージが、鉄業権者の負担となつておると思つておりますが、これはかえつて弊害を伴うのではないかと、う憂いを持つております。

第二の問題は、鉄業権者または租鉄権者の賠償責任であります。これは根本的な思想をいたしましては、これが過大に失しないように考慮しておくべきであらうかと思つております。そもそも石炭鉄業がわが国産業界に占めます地位にかながみまして、その経営の能率といふことの他に及ぼす影響は、まことに至大なるものがあると思つております。この観点から、われ

われは石炭鉄業を特にこの立場から見ることがある。これは常々私が申しておるところであります。もつとも国として石炭鉄業のみに重点を置き、特に恩恵を與えるといふことは、他産業への影響も考えまして、軽々にしかあるべきものとも思わないのであります。ただいまの法案を考えまして、この鉄書を起したものは石炭鉄業関係者であります。そのために鉄業権者または租鉄権者の受ける賠償的な義務が過大に失することは、必ずしも合理的なものではないと思つております。その負担能力の限界を越えるといふことは、石炭鉄業そのものの発展を思ひますときに、いかなる点からもわれわれは望ましくないと思つております。この見解からいたしまして、いろいろ具体的には問題がそこにあるだらうと思つて、たゞたとえば農地に対する納付金といふは、土地の基準賃貸価格のある倍数を定めるといふその倍数の考え方、あるいは灌漑用排水施設——ポンプであります。その完了後その維持管理を賠償義務者に強制するその影響、これらも重要な今後の問題であらうと私も想像されるのであります。また鉄業権者の賠償責任の消滅の時期をいつにとるかといふこととあります。これも鉄業権者が事業団に対して納付金を完納したそのあとに工事が完了するまでその賠償の義務を続けなければならぬといふことは、いかにしても鉄業権者に対する負担が重過ぎはしないかと私は思つております。これらも今いつと限定することについてはいろいろ議論のあるところとありますが、冒頭に申しました石

炭鉄業の差違、国家産業としての石炭鉄業の地位を考えますならば、十分御意見を仰ぎたいと思つております。これは鉄業法の制定の際に、私もこの法案審議にあたりましてやはり公述人として参りまして申し上げたことなのであります。その賠償の根本概念をいたしまして、金銭賠償主義をとつたのであります。それが今回の法案において、問題の観点には多少の相違があるといひました。やはり鉄業法の趣旨とするところは、ここにも一貫しておくべきではなからうかと思つております。農地及び農業用施設におきましては、その間にいろいろ複雑かつ深刻な問題のあることは私も想像しておるところであります。納付金を納めまして、なお相当期間効用の回復が十分認められるところまでにはそこは時期があるのであります。その間において鉄業権者に対する責任の一部を解除するといふような措置が当然考えられなければならないのではないかと思つております。その他家屋及び農地の復旧におきまして、裁量制度が取上げられておるのであります。鉄業法においても土地調整委員会がたゞいま設けられまして、いろいろ問題について調整をいたされておるのであります。この種の運営は日本ではあまり例の少ないことであつて、また始まりましてから経験の浅いこととあります。この運営そのものについて私は私も多少批判的にこれを見ておるのであります。こういう制度をここに設けるという場合にあたりまして、アメリカ等におきましてはこういうことが割合になめらかに運行してお

る例も聞くのであります。わが国においてはかえつてこれが紛糾を長引かせるおそれもあります。こういう問題につきましては、何か根本的な対策を講じておいて、法的にこれがある程度まで処置し得るというようなことを將來に期待したいのであります。元來石炭の鉄書問題の根本的な対策は、これらの法律に期待するところもむろん大きいのであります。われわれ技術者といひました。それは、坑内探炭において、その技術そのものの改善をはかりまして、あるいは坑内の探炭法、充填法等に技術者が今後十分に努力を積み重ねればならぬのであります。近年ますますその結果は見るべきものがあつて、改善されて来たとは申しまして、あるいは昔の感じはもうない、非常に作業は機械化され合理化されたとは申しておるのであります。將來に對しては私はたゞいまほど深い憂いを抱いたのではないでありますが、なおこれらの点に對しては技術的に十分の努力をいたしまして、地表に對する影響をできるだけ少くしたいといふことをこの際希望するのであります。

また地表におきまして、それらの土地の陥没に對するいろいろ測量その他がまだ十分行われておらないうらみがあるものであります。これらも事故に關することでありまして、炭鉄の實際の仕事を進めるものとしての責任は軽くないと思つております。この種の損害を軽減するらしめるように考へなければならぬのであります。が、法案の趣旨としては、私が今申しましたようなことをおくみとりいた

きまして、十分御審議の上でできるだけすみやかにこれが實際の復旧作業の上で効果あるように御配慮を仰ぎたいと希望するのであります。

大分時間を経過いたしましたと思ひますが、ただ一般的に私の感じましたことを申し上げ、希望的意見を申し上げて御参考にする次第であります。

○中村委員長 次は國崎眞推君。

○國崎公述人 たゞいま御紹介いただきました日本石炭鉄業連合会常任理事國崎眞推であります。私は鉄業権者の立場から主として中小炭鉄の立場より本法案につきまして意見を申し上げたいと思ひます。

鉄書の發生は、石炭探掘に必然的に随伴する問題とは申しながらよつて來たる影響はきわめて甚大であります。鐵害地の現状は一日も放置することとは許されませう、その關係当事者の一方であります被害者各位に對しましては心からなる御同情をいたしますとともに、被害地復旧の一日もすみやかならんことをひたすら念願するものであります。今回臨時石炭鉄害復旧法案が国土の有効利用並びに保全と、石炭鉄業の健全な発達に資するために鐵害を計画的に復旧する目的のもとに國會に上程をされましたことは、さきに制定されました特別鉄害復旧臨時措置法、さらには昭和二十五年五月の衆議院本會議における鐵害に關する決議、また同年十二月の本委員會における鐵害の賠償に關する決議等を合せまして立法府たる國會並びに政府の御熱意と御努力とに深甚なる謝意を表する次第であります。しかるに國會における

右両決議の趣旨は、総合的国土計画の一環として技術的措置を講ずるため政府は国庫の負担において鉱害地の現状回復を行うという事になったことであるが、しかるにかかわらず今回の法案におきましては、その国庫負担の精神がいささか稀薄となり、本法案の規定のいかんによりましては、鉱業権者に過重な負担を課する結果となることはなほ遺憾されるのであります。

申すまでもなくわが国経済の現状と将来を思ひますとき、経済自立の確立が最も急務であり、そのためには各産業の母体である石炭の豊富低廉なる供給が必要でありまして、ここに石炭鉱業の健全化が強く要請される次第であります。現在鉱業権者は鉱業法に基づき年々相当の鉱害賠償を行つておられますが、このときにおいて現行以上の負担を増大されることは、炭鉱経営上きわめて困難であり、石炭鉱業健全化に逆行するものと申さなければなりません。以下法案に對し納付金等を中心としたしまして法案の順序に従い意見を申し述べます。

その第一点は、復旧事業団の経費は全額を国庫負担とされたいこととあります。法案第二十八條に、事業団の諸経費に充てるため鉱業権者に對し初年度において出炭トン当り五円以内、次年度以降は前年度において施工した復旧工事のうち当該鉱業権者にかかる復旧費の七割以内の金額を賦課することになつておりますが、鉱業権者は事業団に對し賠償の限度を納付金として納付するものでありますから、これにさらに加えて事業団の諸経費を鉱業権者に負担せしめることは妥当ではな

く、かつまた事業団は国策上の施策実施機関として設立される公的性格を有する法人でありますからゆえに、その性格にかんがみまして、事業団の経費は当然国庫において全額を負担すべきものと思ひます。

第二に納付金の額は、現在鉱業法に基き賠償を実施しておる限度を越えないようにされたいこととあります。法案第五十一條には鉱業権者の納付すべき納付金の額として、不毛田については、基準賃賃価格に二千百を下らず五千をこえない範囲内において、都道府県別に政令で定める倍率を乗じて得た金額と規定されておりますが、納付金は鉱業法の原則に基き賠償を実施しておる限度、すなわち土地の価格を中心に勘考すべきであつて、その対価についてもいたずらに理論に拘泥することなく、実施に鉱業法に基き現在行つてゐる賠償額等を基準として倍率を定めるべきであると思ひます。

昭和二十五、六年において打ち切り補償あるいは鉱害農地の買収で実際に支払つた金額は反当り九州においておおよそ三万円ないし五万円、山口においておおよそ二万円ないし三万円となつております。理論的な対価の額もこれを上まわることには妥当ではなく、従つて納付金も右金額の限度において定むべきであると思ひます。しかるに本法案による倍率二千ないし五千で納付金を概算いたしますと、右の実際に支払つた額の約二倍余にも相当し、かつあまりにもその幅が広過ぎ、これをそのまま政令にゆだねることは鉱業権者に對し現在に倍加する負担を課する結果を招来せしめる点において、きわめ

て不安を有するものであり、かつまた鉱業法の鉱害賠償の原則を越えて、鉱業権者に過大な犠牲をしいることとなるおそれがあります。かくては一般鉱害に關する本院の決議並びに本法案の目的にうたはれてゐる石炭鉱業の健全なる発達に相反し、国の基礎産業たる石炭鉱業特に中小炭鉱の経営を破綻に導くものであります。従つて納付金については、現在鉱業法に基き行われてゐる現実の賠償限度を越えない範囲内において倍率を定めようとするに、その最高限度を三千を越えない範囲と定められることが最も適当と思ひました。

第三は、鉱業法上の賠償責任は、鉱業権者が事業団に納付金を納付したときを除くべきこととあります。本法案によれば、鉱害賠償責任の消滅は、第七十五條において工事が完了し、検査の結果により三年を経過し、その間効用の回復不十分による補償等が事業団から支払われて、初めて消滅することになつておりますが、政府の施策として事業団が設立されたものであり、これがため事業団は特殊な機能法人とされております点に照らしても、鉱業権者としては、賠償にかえて納付金を事業団に納付したとき賠償責任は完全に免除され、その後は機能法人たる事業団が鉱業権者にかつて賠償の責に任ずべきが当然であると思ひました。

現在においては打ち切り補償、あるいは鉱害農地の買収において、現実には金を支払つたときに鉱業法上の賠償責任は免除されておるのでありますから、本法案においても、賠償限度額たる納付金を事業団に納付したときにおいて

鉱業権者の賠償責任は免除されることとが理論的にも妥當であると考へます。なおこれに關連いたしまして、農地復旧にかえてポンプ等の施設を新設した場合においても、鉱業権者にこの維持管理を強制することは、前に述べました理由により妥當ではなく、これは機能法人たる事業団が当然維持管理を行うべきであると思ひます。

第四は、公共施設の復旧に對しましては、一般災害並の国庫補助金を交付して、これを償還せしめないことにしたいこととあります。一般災害を国家的な見地から復旧せんとする本法案の趣旨にのつとりまして、公共施設の復旧については、少くとも一般災害並の国庫補助を行ひ、これを償還せしなことが適當と考へます。

以上おまな点を申し述べましたが、どうかこの趣旨をおくみとりの上、国会の御審議にあたり原案の修正を希望する次第であります。

以上をもつて終ります。

○中村委員長 次は杉本勝次君。

○杉本公進人 私は、福岡県知事杉本であります。福岡県内には三百四十余の炭鉱があり、年間の出炭量は、戦時中二千四、五百万トンでありましたのが、現在では約千六、七百万トンに低下しておりますが、それでもなおわが国出炭量の約四〇％を占めております。この石炭採掘によつて国家国民の受ける利益の大きいのに對比して、炭鉱地区住民のこうむるところの被害はまことに甚大なるものがあります。この被害が民主の安定を脅かし、公共の福祉を阻害し、深刻な社会問題となつておりますことは各位すでに御承知の

通りでありまして、福岡県といたしましては、大正八年以来今日まで実に三十余年の間これが救済対策について官民一体となつて努力いたしてありますが、この長年の要望がようやく実を結び、さきに戦時中の現行採炭による特別鉱害に對しましては、特別鉱害復旧臨時措置法も制定せられまして、目下着々と復旧工事が進捗いたしてあります。今回一般鉱害の復旧を目途として臨時石炭鉱害復旧法案が国会に提案されましたことは、まづもつて深くお礼を申し上げたいと存するところであります。

この法案が国会に提案される運びとなりましてのことについては、私は次のように承知いたしてあります。すなわち昭和二十五年第七国会において特別鉱害復旧臨時措置法案を審議決定される際の附帯決議として、一般鉱害の復旧についても特別鉱害と一体不可分の關係があるものとして特別の關心を有するとともに、鉱害対策は総合的な国土計画の一環たる性質を有するものと認めるをもつて、政府はすみやかにこれが対策を樹立せられたき旨の決議がなされておられ、さらにまた昭和二十五年十二月第九臨時国会におきまして、新しい鉱業法案の審議にあたり、この法案中鉱害の賠償は原案の通り金銭賠償制度を認めるが、鉱害地の原状回復に對する被害者の熱望にこたへるとともに、食糧その他重要物資の生産を確保するためにも、原形を回復するが、少くともその効用を回復せしむることが必要であり、この費用を鉱業権者に負担せしむることは鉱業を破壊に導くこととなり、またこの経費

を多少なりとも被害者に課すること  
は、適正賠償の観点からも断じて許  
されないとある。結局国庫の負  
担において遂行するはかないので、政  
府はすみやかにこれを実現するために  
適当な法律を立案すべきであるとい  
う趣旨の決議がなされております。本年  
三月までに政府においてはこの復旧対  
策要綱に基づくところの周到なる検討が  
続けられまして、案を改めること案に  
六回と聞き及んでおります。去る三月  
二十八日の閣議におきましてこの法案  
を決定せられ、本国会に提案されたの  
であります。その間私どもは国会に  
おいて決議せられた趣旨にかんがみま  
して、常に政府と折衝を続けて参りま  
したが、われ／＼のこの切実な要望の  
一部がこの法案にはなはいれられてい  
ないといふことをまことに遺憾に存す  
るのであります。被害がいかに深刻で  
あり、また悲惨なものであるか、しか  
も広範囲にわたつておつて、これが復  
旧は焦眉の急であるといふことは、具  
体的なことにわたつてはここでは申し  
上げませんが、委員各位におかれまし  
ては、これまで現地御視察をいただ  
いたこともありますので、十分御認識を  
持つておいでのことを存じておりま  
す。従つてこの法案は、本国会におい  
てぜひとも審議御決定をしていただく  
ことを念願しておりますが、この法案  
が原案のまま国会を通過成立したなら  
ば、かねて各位が国会で決議せられた  
事項に欠けるところが、われ／＼と  
いたしましてはこの法律の実施にあ  
たつて非常なる困難が伴うのではない  
かといふことを憂慮する点があります  
ので、本法案の審議を担当せられます

各位におかれましては、以下私が申し  
上げる修正希望の点について十分御検  
討くださるようお願いする次第であ  
ります。

その第一は、法案第九十一條に關す  
るものであります。これは農地並びに  
農業用施設の復旧費の一部を都道府県  
に負担せしむるの規定であります。

第二は、九十二條の規定に關するも  
のであります。道路、河川その他の公  
共施設の復旧につきましては、一応国  
庫補助金は交付するが、その交付した  
補助金は工事完了後に当該農業権者か  
ら償還させる仕組みになつておりま  
す。すなわち農業権者の全額負担にお  
いて現状回復をやれといふことであり  
ます。従来農業による公共施設の復旧  
費に對しましては、現在実施されてお  
る特別農業にいたしましては、その前  
のブル資金制度のときの復旧のやり  
方におきまして、相当高率の国庫補  
助金を出しておつた事例があります。

第四番目は七十九條八十條に關する  
ものであります。家屋等のいわゆる非  
公共事業の復旧工事に関しましては、  
定められた條件に該当するものに限り  
その物件を復旧することについて通商  
産業局長の許可を受けて、加害者と被  
害者が協定して復旧するといふことが  
原則となつておりました。もし両者の  
協議がまとまらなかつたときは、通商  
産業局長の裁定によつて農業権者の負  
担において復旧することとなつておる  
のであります。家屋等の復旧は現行の  
特別農業復旧臨時措置法によつて見ま  
しても、復旧費の一部を受益者負担と  
して、被害者から徴収されつゝある事  
例もあるのではありますけれども、被  
害者は自己の家屋が被害のために戸障  
子のあけせきがはなはだしく困難とな  
り、あるいは雨漏りがするとか、あるい  
は宅地が陥落しておるために、雨の降  
るときにはただちに床上まで浸水する  
など、長い間有形無形の損失迷惑を  
たしてありますが、これらの点につい  
ては何らの賠償を受けることもなく、

部を負担せしむるがごときは何らの根  
拠もなく、また負担する財源もないの  
であります。この点は地方財政委員会  
においても、今私の述べるところとま  
つた同一意見であります。

第三は、六十六條に關するものであ  
ります。農業権者が不明、または賠償  
義務者が負担金を納付することが困難  
である場合の農地及び農業用施設並び  
に公共施設の復旧費は、国と地方公共  
団体が負担して復旧することとなつ

たが、農業用施設並びに公共  
施設は、その管理区分によつてそれぞ  
れ地方公共団体が維持管理をいたして  
おります。その維持管理者たる地方公  
共団体は、これはまつた被害者であ  
ります。被害者が復旧費の多少なりと  
も負担をするといふことは、理論的に  
も成り立たないし、また現下の地方公  
共団体の財政事情から見まして、そ  
の負担は不可能であると思ふのであり  
ます。石炭鉱業の国家性から見ても、  
このような特殊な被害はもろもろ全額  
国庫負担において復旧すべきものであ  
ると確信するのであります。

第五に、これは九十四條であります  
が、復旧事業団の事務経費の一部を地  
方公共団体及び復旧工事の施工者に負  
担せしめる規定がありますが、この復  
旧事業団の設置につきましては、私ど  
もは相当異論があつたのであります  
が、その都府県は、この経費は絶対  
に地方公共団体などには負担せしめな  
いと主張せられるとともに、復旧事業  
団は通商産業大臣が厳正に監督する  
といつておられたのににもかかわらず、  
国会へ提案されたこの法案によつて、事  
務経費の一部を地方公共団体に負担せ  
しめることとなつております。このよ  
うなことになるのであれば、私どもは  
むしろこれまで折衝しておりましたよ  
うに、特別農業の復旧にならつて、政  
府の特別会計扱いとしていただきたい  
のであります。

第六に、これは第二條に帰りますが、  
この法案による復旧の対象となる「公  
共施設」の定義におきまして、「学校」  
といふのがありますが、これを「学校  
及びその他の公共建物」ということに  
御修正をお願いいたします。通常



あるといながら、個人の権利を無視し、一部の国民を犠牲にして助長せらるゝことが何としても納得できかねるのであります。石炭は国の所有であるといわれて政府において採掘を許可、奨励し、そのために生ずる被害に對しては国は拱手傍觀的であつて、鉱業関係地のおれ／＼だけが泣くに泣かれないうでその日その日を過しておられますが、かように許可や奨励をしておる國には責任はないものでございましょう。いな、断然國において責任を負うてもらわねばならぬと思ふのであります。

さらにまた不可能なことは、前述のように何十年も柱は傾き、壁ははげ、忍苦に耐えているその間、何らの損害賠償を受けることもなく今日に及んでおる反面に、家屋復旧の場合には、鉱業法にもこの法案にも、しんしやくして被害者より復旧費の一部を耐用年数等を勘案して受益者負担として支出せしめる規則がありますが、数十年間他人の物件に損傷を與えながら、復旧に際しては受益程度により一部負担を徴收せられることはとうてい應ぜられないうことであります。

また第三章その他において、地方公共団体に一部負担を負わされておりますが、地方公共団体の被害者の一人でありまして、加害者である鉱業家には物心両面において援助なされておるにもかかわらず、被害者の一人である地方公共団体に負担せしめることは不合理にもまたはなはだしいのであります。ともあれ今日の地方公共団体には経済的にも負担の能力がありません。要するにこの法案は、第一、被害者の国民平等の權利を無視し、一方的に

われ／＼に犠牲を強要せられてゐる。第二に、国会の要望に反し、国庫負担による復旧を回避し、事業団体に責任を移し、その結果は被害者に負担せしめんとしていること。第三は、本法案の目的は十年間に累積した鉱害を一掃するものであるが、農地及び公共事業のみ計画復旧をなし、全鉱害の半分を背負うておる農地、家屋に對しては何ら積極性に乏しく、農地同様の計画性がないこと。第四は、本法案には重要な経費に對し政令または省令に譲られておることというようなことが主眼となつておられます。もとより私どもはこの法案により宿命的の問題を除き去していただき、喜んで鉱業発展に協力したい意味において、ぜひとも法案の通過成立を念願しておりますが、さりとて以上のように、失礼ながら本法案においては私どもとしては了承できない点が多分にありますので、農地、家屋その他の諸点につき、以下申し述べます通り修正を強くお願いいたします。

一、農地、家屋に對しては公共事業同様基本計画による事業団の責任をもつて復旧をせられたい。

一、協議裁定の場合に限定せず、特別鉱害同様に取扱われたい。

一、農地、家屋復旧は少くとも一施業案ごとに復旧工事を施工せられたる。

一、家屋被害に對しては復旧に至るまでの被害年数に應じ、田面同様に賠償の支払いをせられたる。

一、地方公共団体の負担は免除せられたる。

一、農地の復旧工事が完了して成功

認定があつたときは、鉱業法第九條の規定による鉱業権者の責任消滅の規定は削除せられたる。

終りに臨みまして一言申し述べさせていただきますが、この法案にいかん被害者一同が関心を持つて見守つてゐるかという一事であります。本日現に福岡県においては、県知事を初め県會議員、市町村長、市町村會議員、被害者組合の諸君はすでに五、六十名の者が本法案の成行きを心配して参つておられますが、さらに追ひ／＼数百名の者が上京して参ることが予想されまゝです。これは關係百三十万の被害者が、ひとしくこの法案の成行きについて、自分たちが救われることと信じてゐるので非常に期待を持つております。なほ、この住民の氣持を見て座視するに忍びず、はせ参じているのであります。もつていかに社会問題化してゐるかはお察し願ふと思ふのであります。が、法案の唯一の目的である民心の安定の上からしても、ぜひ先生方の正しい御判断によりまして、一日も早く法案の成立をお願いいたす次第であります。以上をもちまして公述を終わります。

○中村委員長 ただいままでに公述されました公述人に対し質疑の通告がありますので、この際これを許します。

○淵上房太郎君

○淵上委員 いろ／＼御高見を拜聴いたしまして、まことにありがたく存じました。この際簡潔に一、二お伺いたしたいと思います。

日本石炭協会の福永会長に一点お伺いしたいのであります。賠償義務者より徴収する納付金の算定基準になる賃

賃価格の倍数——五十一條の問題であります。が、本法案におきましては二千ないし五千になつておりますが、これに對して三千以下にしてくれという御意見の御開陳があつたのであります。その御意見の根拠、言葉をかえて申し上げますならば、石炭協会におかれましては賃賃価格の基準を大体どれくらいに見ておられるかという点を、この機会にさらに御説明願ひたいと思ひます。

○福永公述人 根拠は、かねて炭住の問題で、炭住敷地についてこれまでに行われまして事例を根拠といたしております。

それからただいまお話の賃賃価格と言われまゝは、大体二十円見当をいたしてゐる次第であります。

○淵上委員 日本石炭連合会の國崎常任理事に一点お伺ひいたしたいと思ひます。ただいまの五十一條の賃賃価格の倍数の問題についてであります。が、國崎常任理事におかれましては、先ほど九州におきましては大体三万ないし五万円というやうな例をあげておられるのであります。が、賃賃価格を大体どれくらいにござらんになつておりますか、御説明願ひます。

○國崎公述人 賃賃価格は大体二十円と考へております。三万ないし五万円部では二万三万と申し上げましたのは、これは今鉱業権者が打切り補償を行つてゐる實際の概算額であります。それを例として申し上げたわけでございます。

○淵上委員 青山工學部長に一点お伺いしたいのであります。……

○中村委員長 青山公述人はお歸りになりました。

○淵上委員 それでは福岡県知事に一点お伺ひしたいのです。先ほど御公述の中で、福岡県においては四億四、五千万円の減収であるという事例を御紹介になりましたが、その減収の内容をお示し願ひたい。並びに先ほどよくと私、聞き漏らしたのであります。が、県の歳入が四千九百八十万円であり、鉱区税等の歳入が二千二百九十余万円という御発言があつたやうですが、この点をもう一ぺんはつきりと御説明を願ひたいと思ひます。

○杉本公述人 福岡県においての農地の被害面積は大体一万二、三千町歩であります。そのうちいわゆる不毛田、收穫皆無のもの、すなわち一〇〇％あるいは八割程度でないもの、あるいは七割とか六割とか、中にはごくわずかな被害の分もありまゝすけれども、そういうものをすべて總括して、減収になつてゐる分を貨幣に換算して四億何千万円という額に上つております。これは年々鉱害地に對する減収補償として、石炭鉱業権者から農民に對して支払われてゐる額であります。それから鉱区税が二千何百万円、これは御承知のごとくに鉱業に關しては事業税というものがありませんので、県として鉱業権者から収入するものは鉱区税だけであります。もつとも鉱産税として、關係市町村が受取る税は相當額に上つております。おそらく三億程度にはなつておるかと思ひますけれども、これは福岡県の財政には何ら収入されるものではないと。他方四千何百万円というものは、二十六年度の県の予算において、鉱害關係のために県が支出す

る額であります。

○中村委員長 今澄君。

○今澄委員 私は今の公述で確かに今日の疲弊せる地方公共団体に年々これらの被害復旧の負担をかけるということは、現実の問題として、その復旧を不可能ならしめるおそれが多分にあると思ひます。そこで福岡県知事の公述に私は非常に賛意を表するものであるが、この法案がこのまま通つたとするならば、大体一箇年間に福岡県並びに市町村の負担する額は、概略の見積りによろしうございすが、どの程度ものになるか、もし資料があれば説明を聞かせていただければ仕合せであります。

○杉本公述人 福岡県においての一般鉱害に属するものが大体二百一億とわれわれは計算いたしておりますけれども、政府においては復旧可能として見られておるものはその半分、大体百億程度のようになっています。これをかりに十年間で復旧するとして年々十億、その十億のうち地方公共団体の負担すべきもの、これは明確ではありませんけれども、この法案が通り、この法案によつてその後、政令あるいは省令ができた場合に、この一部の負担というものがどの程度かによるわけでありますけれども、県の負担は大体二億程度ではないかというふうなわれわれは一応考えております。その二億の負担は、どうして県として不可能であるという見解であります。

○今澄委員 それから行實直方市長のるると説明されたことに對しても、私はまことに説教もつともであると思ふ。そこでこの法案の最も大きな欠点

は、墓地、家屋に関する救済について、御指摘のように、具体的な案を伴つておらぬということが根本的な欠陥であると思ふが、あなたの方で、墓地、家屋についてはかくのごとき方策によつてやられるならば、一応満足ができるといふ最低の案でもしあるならば、ここであわせて御説明を願えれば、非常に仕合せだと思ひます。

○行實公述人 今澄先生からの御質問、まことにありがたく思ふものであります。大体私どもの考えは、根本的にこの鉱害というものは国が責任を負うものである、かように考えているのであります。従つてこの墓地、家屋にいたしましても、田面同様、一応国家の責任においてやつてもらうことを念願いたしておりますが、事業団ができてしまつて、そうして今の計画では、ただいま申し上げましたように、両者の間で話し合へというふうなきわめて消極的なものでありますので、国家に責任を持つてもらうというその肩がわりを、事業団に責任を持つてもらひまして、そうして国でできるだけは負担してもらひましようし、また事業団に出費していただくものは出費していただく。とにかく私どもが事業団に要請をいたしました場合は、十分に事業団でこれを検討して、適當であるものとなつたならば、事業団で復旧してもらつて、その金を加害者並びに国家で負担していただく、こういうふうにお願ひできることを希望いたしております。

○田代委員 青山さんは帰られたのですか。

○中村委員長 帰られました。

○田代委員 これは委員長にお伺ひしたいのですが、青山さんは科学者でありまして、科学者の立場から一われわれが考えましても、この前通過いたしました特別鉱害復旧臨時措置法にしましても、鉱業法にしましても、また今度出ましたこの法律にしましても、これでは何ら復旧に對する根本的な對策になつておらない。私は当面の財政的措置あるいはその他から、可能いかんはともかくといたしまして、科学者の立場から、この石炭鉱業が續く限り、必然的に起るところのこういう問題に對しまして、大体どういふ対策を講じ、措置を講ずれば解決するかという御意見を伺ひたいと切に思つておつたのですが、少くとも公述人として出て參られた以上は、われわれの一応の質問に答えて歸つていただきたい。どういふ考えでお歸りになつたか、また委員長はこれをお許しになつたか、まず委員長のお考えを聞かせていただきたい。従つて午後におきまして、私はやはり一応われわれから意見を聞いた上で行きたいと思ひます。

○中村委員長 委員長から申し上げました。青山さんはよんどころない所用のためにお歸りになつたのであります。ただいま御発言の御趣旨は、委員長から青山さんに連絡いたしました。適當なる方法でまた御意見を承ることになつたと思ひます。

○田代委員 やむを得ませんから、青山さんは避けまして、福永さんにたつた一だけお伺ひします。これは杉本福岡県知事からも、行實直方市長からも、切実な御意見がはつて、はつきりしておりますし、またわれわれもすでにそれは痛切に感じておるのであり

ますが、鉱業権者として、石炭産業の発展という立場から、当然の問題を処理し、また考慮されておるはずと思ふのであります。従つてたとえば、地元の住民の方々の協力なくして、とても石炭産業の発展ということとは考えられない。そのときにおきまする一番大事な問題は、農地の問題、あるいは公共建築物の問題もそうでありまされども、直接的には先ほど行實市長の申されたように、家屋の問題や墓地の問題、あるいは井戸水、こういう問題が、住民として身は身に迫つた問題として感ぜられるのであります。従つて石炭の坑口を開く、あるいは石炭を目撃通りに出炭するというような場合には、地元の方々の協力がなくしては、とても十分やれないと思ひます。従つてそういうことになりますと、石炭産業を發展させるために、石炭を掘るにつぎましては、地元住民の方々に家屋、墓地あるいは井戸水に對して迷惑をかけるというような場合には、十分私たちが責任を持つてやりますという申入れなり、あるいは協力を願うなり、また実質的な問題として、それらに對して責任を持つということがなければ、石炭産業の發展という面から申しましても、この問題は片づかないと思ひます。ところが、この法案におきましては、その問題が非常に輕視されておる。また福永さん、國崎さんなども、この問題については、あまり触れようとしておられないようでありまされども、實際問題として、こういう問題を解決しなければ、ほんとうの石炭産業と發展というものは考えられないといふことをお考えになつておるかどう

か。また今後これに對してどういふ考慮を払ふんとしておられるか。この法案に對して、行實市長が申されたような形で十分取上げてもらいたいというような御希望があるかどうかという点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○福永公述人 ただいまの御質問にお答えいたします。お説の通り、石炭鉱業は、ただ單に石炭鉱業の發展にのみ盡す——もちろん石炭鉱業はそれだけの私でども企業家の發展を期すべき仕事でございますけれども、私どもは石炭鉱業が單に企業家自身のためのみということではなくて、石炭が日本産業の基礎であるという建前のもとに、国のためにならないような仕事はしないつもりでございます。同時にまた、石炭鉱業そのものが健全な發展をいたす、つまり健全な経営でなかつたならば、国の産業のかたを得ることが非常に困難になるということに痛切に感じております。同時に、ただいまのお説のように、地元の皆様方がその地元における石炭産業に御協力をいただかなければ、眞の發展、眞の健全な企業ができかねるということも考えております。従来も、この点につきましては、特に今御指摘のありました田地、公共物件以外のものでございまして、私も、私どもといひましては、その観点から十分地元の方々と協議をして、法規に定められておりますところの限度においては、賠償と申しますか、やつて来ておるのでございまして、あるいは御指摘のようにならば、私も、私どもも全般的に申しませんけれども、私どもも全般的に申しませんけれども、さような態度をもつて臨ん

でおる次第でございます。決して御協力なくして石炭鉱業がやれるものというふうには考えておりませんことを申し上げて、お答えをいたしたいと思ひます。

○今委員 今の田代委員の質問に關連してありますが、私は先般の特別鉱業復旧法案審議のときの経過から見て、この炭鉱鉱害の問題は、これはやはり今の公選人の皆さんの意見を聞いてみると、なか／＼所論もつて重大であると私は思ひます。

そこで日本石炭協会の長にちよつと伺ひしておきたいのは、ともかくも國がこれらの鉱害の賠償の責に任ずるといふことはもとより当然で、私どもは國家賠償の方向に大きくこの法案をぜひ直したいものである、かように考えておるけれども、遺憾ながら今日の日本の所得分野において最も大きな所得を持つておるものは炭鉱業者である。

私はこの片方には、所得の分野においてその最も大きな所得を誇る炭鉱業者と、この片方には、墓地、建物等に見るがごとく、非常に困難な現状のもとにあえいでおる国民大衆の姿を考えてみるときに、私は確かに配炭公団あるいは國家的な石炭の売上げ高に對する賦課というふうな、一つの大きな石炭統制の公共事業的な面を、石炭の上にある程度現わした行政の上に國家が補償するという形態ならば一番文句はないけれども、配炭公団を廃止して今日のように自由になつたこの石炭事業界の中においては、もとより國家の重要な産業であるけれども、その売上げの所得は、これは石炭業者に帰屬しておるといふこの現実を見るときは、私は石

炭鉱業としても一応これらの現状から考へてみるときに、この鉱害に對しては、みづから期すべき何ものかがなければならぬと思うが、この際一言参考までに協会の長、これらの問題に關して自分たちはこのようにしてこれだけはひとつ協力ができるのだという最低線でも御発表できれば、ぜひ発表しておいていただきたいと思ひます。

○福永参考人 今の御質問にちよつとマツチしたお答えになるかどうかかわかりませんが、今の御質問のお言葉の中に石炭鉱業がたいへんなもうけをしておるようによつて受けたのであります。もつとも最近の事情におきましては、なほほど新聞等に發表されておりますように、石炭鉱業は非常に利潤を持つておるのではないかと、いふふうに一般に見られておると思ひます。戦後と申しますか、戦前から通じて初めていわれる石炭ブームと申しますか、そういう好況期にぶつかつております。しかしながら石炭鉱業そのものを根本的に掘り下げて考へてみますと、長い間の一つの企業体を考へますと、決して今日のような、あるいは今日もうすでに低調に向つておりますけれども、先ごろまでのような石炭鉱業の好況が続くものとは考へておりません。従来

の経過から見ましても、低い線しかたどつていないような次第でありまして、他産業の好況にマツチして行きます上において、いつも遅れて浮ひ上り、早く沈むというふうな石炭鉱業の特殊的な事態でございます。他の産業に見ますような弾力性と申しますか、そうしたことのできなない鉱業であります。たとえば他の産業の機械業であるとか

紡績業であるとかあるいはその他の電気工業であるとかいつたようなものならば、ある投資をいたしますればその投資が生かされて、たとえばスイッチを入ればとまつておつたモーターが動き出すとか、またスイッチを切れば動いておつたモーターがとまるとか、一つの弾力性がある。しかもそのスイッチをはずしてとまつた一つのモーターは、そのまま置いておいても腐るものではなくて、次の時代にスイッチを入れればまた動き出して活動ができるものであります。石炭鉱業に同じような資金を投入してもなか／＼それが活動するまでには相当の日にちがいります。ようやくその投資が活動し始めましたも、何かそこに事があつて、これをとめようとしてしまつてもなか／＼とまりかねるのであります。一旦そのスイッチを切つてとめまして、ときには、その次にまたスイッチを入れて再び活動をしようとしても、また／＼大きな再投資というものがそこになければ石炭鉱業は操業のできかねるものでございまして、その間に非常なマイナスを起すものであります。この弾力性に乏しいところの石炭鉱業であるという点が、またこの企業の大きな特殊性でございまして、他産業に比べてそういう不利なと申しますか、不幸な操業をしております。しかも一旦投資したものをやめますと、今言つたような不利を生じますし、何か活動しなければならぬというのでスイッチを入れなければならぬといふときには大きな投資が必要であるといふたうなことで、なかなかお説のようにとはいふたう大きな利潤を石炭のみが上げておるとは言えない

面がございまして。しかも御承知のように今日の状態に立ち至りますまでに、戦時中からまた戦後にかけまして大きな統制といふことがございまして、低物価政策の國家的犠牲と申しますか、非常に大きく炭価を押えられまして、常に大きな赤字を出し、大きな借金を背負ひ、そうしてようやく今日まであえて来ているような次第でございます。目先の小さい今の炭層だけをとつてみますと、おつしやいましたような状況になつておりますけれども、今後数年の間あるいは十数年石炭鉱業は続くでございまして、その続きます間には、これには及びますまいけれども、かりにこういう部分が出るとしましても、常にこういう状態が続くとは考へられませんが、非常な高低があるものでございまして。一般世間と申しますか、世の中では最近の事情においてのみ石炭鉱業に對する利潤といふものをお考へになつておられる向きがあるようにも察せられますけれども、さうなことはひとつ十分御認識をいただきたいと存じます。

○青野委員 鉱害対策組合連合会の公述がございまして、できれば畫からと思つておりましたが、いろいろ炭鉱経営者側の石炭協会の会長及び常任理事の方の御意見を聞きまして、一点だけお尋ねしておきたいと思ひます。私の郷里は福岡であります。大体炭鉱に非常に密接な關係を持つて、おりまして、どちらかと申しますと、炭鉱のことはしるうとよりも詳しい。今知事さんからいろいろ御要求になりましたが、これは直方市長並びに福岡県知事の公述は、私は全面的に賛成であり、

非常に感激を覚えて聞いたのであります。先ほど今澄君が質問をいたしました、利潤が非常に莫大に上つていふこととでなしに、日本に石炭産業が始まつて御承知のように各所にピラミッド型のボタ山があらはれますが、あのボタ山には尊い労働者の災害といふか、不幸にして落盤に當つて死んだ人もあります。そういう歴史を振り返つて見ると、今まで大体日本の炭鉱業者といふものは、農村や一般の諸君に家屋の倒壊、道路の決壊、あるいは川でありますならば堤防を非常に痛め、そのために遠賀川あたりは大水が出たときには切れなくてよいところが切れておる。とにかく損害を與へたものは、いかなる場合においても、立法の精神から言つてみても、それだけに相當する賠償をするのが當然である。何も「星号」の惨事例をとる必要はありませんが、相当もうけておるし、また相當國家の恩恵を受けておる炭鉱業者といふものは、新入炭鉱の付近に行きましても、何千町歩といつたものが三日も雨が降ると水びたしになる。年に一ぺんのお盆に墓参りに行つても、臨時に橋をかけて、橋の上から墓を拜まなければならぬといふような惨状は、すでにこの前觀察に行つた諸君は知つております。それが常に何らかの權力を背景にして、十分の補償が今日までなされておらない。われ／＼が若いときにそういう問題をひつさげて行くと、こん棒でおつかまわされて、寄りつけな

い。そういう危険がいまだに残つておる。今度の法案を見ましても、大体炭鉱業者に最も有利にできておる。そう

非常に感激を覚えて聞いたのであります。先ほど今澄君が質問をいたしました、利潤が非常に莫大に上つていふこととでなしに、日本に石炭産業が始まつて御承知のように各所にピラミッド型のボタ山があらはれますが、あのボタ山には尊い労働者の災害といふか、不幸にして落盤に當つて死んだ人もあります。そういう歴史を振り返つて見ると、今まで大体日本の炭鉱業者といふものは、農村や一般の諸君に家屋の倒壊、道路の決壊、あるいは川でありますならば堤防を非常に痛め、そのために遠賀川あたりは大水が出たときには切れなくてよいところが切れておる。とにかく損害を與へたものは、いかなる場合においても、立法の精神から言つてみても、それだけに相當する賠償をするのが當然である。何も「星号」の惨事例をとる必要はありませんが、相当もうけておるし、また相當國家の恩恵を受けておる炭鉱業者といふものは、新入炭鉱の付近に行きましても、何千町歩といつたものが三日も雨が降ると水びたしになる。年に一ぺんのお盆に墓参りに行つても、臨時に橋をかけて、橋の上から墓を拜まなければならぬといふような惨状は、すでにこの前觀察に行つた諸君は知つております。それが常に何らかの權力を背景にして、十分の補償が今日までなされておらない。われ／＼が若いときにそういう問題をひつさげて行くと、こん棒でおつかまわされて、寄りつけな

い。そういう危険がいまだに残つておる。今度の法案を見ましても、大体炭鉱業者に最も有利にできておる。そう

して被害者に迷惑をかけながら、県費その他の形によつて、被害者も税金の形でこれを負担して行かなければならぬ、そんなべらぼうな話はありません。そういうことを業者としては得たりかしこし、自分たちに有利であるからこれは持つてこいだというような考え方を持たれては、私も被害者に対して非常に気の毒だと思ふ。御承知のように福岡県は、この法律案によりますと、ほとんど九割、いや八割六分程度というふうに関係の深いところであつて、これがこのまま通りますと、福岡県知事が言うように、一年間に二億くらい県費でまかなわなければならぬ、負担しなければならぬ。そういうことは永続性がございせん。とにかく石炭産業によつて農村が田地、田畑あるいは灌漑用水、排水の便が悪くなる、家がこわれたり、あるいは貯水池に亀裂を生じて、役に立たなくなつたといつたようなときには、いかなる場合でもそれを弁償して行く。そうしてどうしてもやれないときには、その一部分を重要産業としての石炭産業の発展のために、ある程度は国家が補償しなければならぬ場合も出て来るでしょう。けれども平時においては、もうけるところは幾らでももうける。そうしてできるだけ政府から補助をもらう。そういう行き方が日本の石炭産業の今までのあり方です。私も農林炭田全体に非常に密接な関係を持つておりますから、どんな言い訳をせられても、事実が証明してある。その点について、今度のこの法律案の中を流れております大體一貫した精神は、金銭賠償をもつて貰いて、原状回復はどうでもよいとい

うような行き方である。これは経営者に最も有利にできております。そんなことでは被害者は納得が行きません。復旧不適地のような問題でもだれがきめるのか。それをきめてしまえば、結局そのまま権利が消滅してしまふというようなこと、そういう場合は、あくまでも被害者と話をして、納得の上で適地なら適地をきめて行くという一つの機関が必要である。私が午前中に国崎さんと福永さんのお二人に一点だけお尋ねしておきたいことは、原則論になるかも知れませんが、被害を受けた人に対しては、できるだけ実額の賠償を独力でして行くという考えを持つておられるかどうか。その考え方のあるかないかで、私もこの法律案に対して多少意見を持つてゐる。直方市長、福岡県知事の公述を聞いて、ぜひこの点だけは明らかにしておいてもらいたいと思ひますので、この一点だけ午前中に承つておきたい。

○福永公述人 ただいまの御質問にお答えいたします。業者としましては、被害をこうむられた方に対してできるだけその被害を少くするということの精神は、一つも持ち合せないことはございせん。十分持ち分せております。そこで法の定むところの限度におきましては十分被害者の方々と話し合いの上でやつておるつもりでございます。これ以上もうお答えすることはないと思ひますが、いかがでございますようか。

○青野委員 先ほどからいろ／＼お話がありました。昭和二十五年の五月に、御承知のように特別鉱害臨時措置法で、東條軍閥の当時権力による強制

採炭が行われまして、その跡始末が十分にできていないのは、私も個人の推定ですが、当時五箇年計画で五十億、北海道は一トンについて十円、九州は一トンについて二十円の業者負担、あとは国家が出す、そういうことで決定いたしました。これが厳密に検討いたしましたら、相当産業の有力者が言つてゐることを参考にいたしました。当時の石炭業者は、この金額の中の国民一般の鉱害を賠償しなければならぬものに多少私は便乗したように思つてゐました。その点については私も各所をまわつてみましたが、そういう点から考えまして、国家が中心になつて、戦争による強行採炭による被害の賠償はその当時の特別鉱害臨時措置法で一応目算がつきました。そのときにここに来ておりました通産委員の小金義昭氏が、一般鉱害も車の両輪のごとくやはり立法化をしなければ役に立たないのだ、十町の田でも、五町は国家の負担によつて特別鉱害で一応片づいても、あとをやりつばなしでは何にもならないのだといふことの決議をいたしましたときに、先ほどから質問しております田代君と私が野党代表で賛成演説をやつたと記憶しております。それが今日まで延び延びになつたことはわれ／＼にもやはり責任はある。こういうたような、業者に利益するような、被害者に非常に不利で、そしてま／＼すると果は一年間に二億円からの負担をする。それだけの負担をするから平衡交付金を増額せよといつても、なか／＼今の政府はそれをおいそれとは聞きませぬ。そうすると、炭鉱業者が当然被害を蒙つてそれを補償しなければならぬ

ものが、あつちこつちに飛び火して、かえつてそういうような負担が地方の方にまわつて行くということが、この法案によつて相当出て来るのではないかと、いろ／＼研究しておるのです。こういう点についてこれは希望になりませんが、やはり業者も業者という立場を離れて、人に迷惑をかけた場合には、民法の精神からいつても、迷惑をかけただけのものは補償すべきではないか。もうけるだけもうけて、問題が起ると国家が全部補償してくれというやうな、負えば抱かれる主義では、日本の石炭産業の独立性というものは将来ありません。この点を特に私は希望しておきまして、残つておられる各公述人の方が公述されましたと、まだ四、五公述間の用意をしておりますので、その節お尋ねしたいと思ひます。

○中村委員長 他に御質疑がなければ、午前中の会議はこの程度にいたし、午後一時半より再開いたします。暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時五十一分開議

○多武良委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長が所用のため理事の私が委員長の職務を行います。次に田中二郎君より御意見の御開陳を願ひます。

○田中公述人 数年前に九州の鉱害地帯の視察に参りましたので、その鉱害の予想外に大きいのに驚いたのであります。そこで何とか国家的な見地から対策を考えなければならぬといふことを痛感いたしました。その際私の感じ

見ましたところを基礎にして、しろうとながら私の意見を立てまして、昨年の二月の石炭評論という雑誌に鉱害賠償制度に関する一考察という拙文を公にいたしました。その趣旨は鉱害賠償の問題を鉱業権者と被害者との個人的な関係として解決するのではなく、絶対に根本的な解決は期し得られない。この国家的な重要産業としての石炭産業の発達を考慮しながら、他面においてその鉱害を根本的に解決して行くためには、国なり公共団体なりすべての関係者がこれに協力して、その被害を根本的に除去する対策を考えて行かなければならないのではないか。鉱害を少くして行くという点については、なお根本的に科学的な研究をしなければなりませんし、また一旦生じた鉱害の対策としても、国家的な高い見地からその解決方法を考へて行くべきだといふことを説くことが主眼であつたのであります。その趣旨は、この前に特別鉱害臨時措置法がこの席で論議されましたが、公述人といつたしまして、その趣旨をさらに一般鉱害に及ぼして制度化すべきだといふことを強調いたしました。したが、今回臨時石炭鉱害復旧法という形で鉱害問題解決の一般的な法的根拠が整えられることになりましたことは、その根本の趣旨において私の賛成したいと思つてゐることであります。ただし、そこで私の考へておりました線と、実際に参りました案との間には、若干の食い違ひがあることを申し上げなければならぬのであります。

私の考へましたところでは、鉱業権者の立場からいたしましたとしても、現在の

飲害賠償問題のようにいつまでもずるに未解決のままに延ばされているという状態においては、企業の飛躍的な発展を期待する上に非常に障害になる。その問題を飲業者の立場からしても解決しなければならぬ。また被害者の立場から見ても、長年の美田が現在陥没して湖沼になってしまつてゐる、あるいは家屋は倒壊に瀕し、墓地が水中に没してゐるという状態は、おそろしく見るに忍びないことだらうと思ふのであります。しかしその問題を飲業者と被害者との間の個々の解決にゆだねるということでは、問題はとうてい解決することにならない。それには何としても国が農地の造成あるいは公共施設の復旧という大目的を考え、また一方石炭飲業の発展というものも注意して、この事業に積極的に乗出すことが必要なのではないか、こう考えたわけでありませう。そこで飲業者としても負担し得べき最大限を出す、おそらくその点については飲業者の側においても異存のないところであらうと思ひます。また農業者の側においても、あるいは被害者全般の立場においても、自分の農地の復旧という点に、むしろ努力の提供という面において積極的に協力する、その他あらゆる面において、ただ拱手してその損害の賠償を求めたり、あるいは被害地の復旧を求めたりする態度に出ない、積極的にその復旧に盡力をする、そういう面を期待しなければならぬわけでありませう。政府の側におきましても、農林省が農地の造成についていろいろの方策を考えられている、また建設省が公共事業の面であつて、その維持管

理に當つておられる。そういう面をこの飲業地については一本に統合し、大蔵省なら大蔵省でこの面において事業の重要性を認めて、大幅にその助成を考へて行くという立場で、一本化された形でその復旧に臨まれることによつて、初めて飲害地をして元の美田たらしめ、あるいは元のりつばな宅地、墓地たらしめることができる、こう考えるのであります。そういう意味からいたしますと、今度の法案に現われましたところは、趣旨としてはそういう方向に向ひながら、まだ決して十分でないものがあるのではないか、こう考えるのであります。

まず第一に、大蔵省の方で考えられる線に關連して参ります。補助金を出すことが出来るということになつておられますが、予算の範囲内ということ、どれだけの程度のもので出るかというこの予定が立たない場合においては、結局年間の事業計画をはつきりと立てて、その計画に基いて推進して行くことが事実不可能になるのではないか、あるいは事業が長引いて、結局においてその復旧費のみかさむということになるおそれがあるのではないかと。従つて現在農地の改革、土地改良の事業あるいは公共事業というものの、一定の割合をもつて国が負担をする建前をとつておられます。その線に沿つて、この飲害地の復旧の問題につきましても、あるいは農地の改革につきましても、その経費の五割を負担する、あるいは公共施設の復旧についてはその経費の七割を負担するというように、一定の割合を法律上に明記して、それを政

府が負担するという行き方をするのでなければ、せつかく投ぜられた補助金なりあるいは業者から出した納付金も、いたずらに復旧事業の経費に使われてしまつて、その事業の本来の目的を達成することができない危険性をはらんでゐるのではないかと感じます。また先ほど来伺つております、地方公共団体の側の負担が非常に大きくなるということも申されております。確かにこの法案が通過いたしますときは、県としてもまた市町村としても、現在よりも大きな負担をされなければならぬことにはなるだらうと思ひます。しかし福岡県という立場に立つて見、また飲害地の市町村の立場に立つてみますと、現在の飲害をそのまゝに放置するということはとうてい忍びない。その県としてあるいは市町村として、最も関心を持つてしまふべき施策ではないか。そのために大きな財政の中で二億円の負担がかかるとしても、それはむしろ県民全体が甘んじて受ける負担ではないか。また市町村の立場といたしましても、いろいろ多難なときではありましようが、この目的のためにできるだけの出費を惜しまれない。そしてこの事業の完成に向つて、国も市町村も府県もすべてが一体になつて協力をするという態勢を整へることが適當なのではないかと考えます。飲業者としては、現在出しておりますいろいろの飲害賠償の負担として非常に多額に上つてゐるではありませんが、これももしこの納付金その他を出すことによつて一応問題から解放されるということになりますならば、その事業全体の計画の上におい

て、その占める負担の割合からいつて、とうてい耐えられない負担とは言えないのではないかと。先ほど申します農地の場合に五割、あるいは公共事業の場合に七割というものを国が負担し、そのあとは飲業者なり地方公共団体の負担によつてその事業が遂行できるといふことになりませうならば、飲害地の復旧の問題も将来に明るい見通しをつけることができるのではないかと。ただ双方対立して相争うところには無用の経費を積み重ね、飲害地の復旧ではなくして、結局無用の経費を多額に使うという結果になることを考えますと、すべてのものがこの事業の遂行に一致協力されるということになることが、問題解決の基礎的な前提條件ではないかと考えるのであります。それに関連いたしまして、飲業者の中に御承知の通り大手筋と中小飲業者とがありまして、飲害地の復旧の問題あるいは飲害賠償の問題で一番問題を残しておりますのは中小飲業者で、この中小飲業から生ずる飲害についての補償が十分に行われていないといふところが、大飲業者の負担により多くを転嫁せしめなければならぬ結果になつておられます。しかし飲業者の監督の立場からいたしますと、この飲害賠償は、最終の手段として、飲業者の取消しの措置を講じてでもそれを合理的に運営できるように考慮しなければならぬのではないかと。こういう点については直接この法案自体の問題ではありませうが、これとの関連において、飲業法の立場から、監督官庁としての通産省に十分にお考えをいただきたいと思ふのであります。

もう一つこれに関連いたしまして、今度飲害復旧事業団ができて、そこで復旧事業をやることになりましたが、私はその将来の運営に必ずしも樂觀を許さないものがあると思ふのであります。その一つの面は、今申しました政府が補助金を予算の範囲内において出すということでありませうが、その額が一定しないといふところから事業の計画が十分に立てられない、あるいは一応立てても予算の面の制約を受けて、十分に計画通りに遂行できないことになるおそれが多分にあるのではないかと。そして事業が繰延べ／＼になります間、その復旧事業団の日常の経費に非常にとくさんとられて、本来復旧そのもののために使ふべきものが、事業団のために使ひ去られてしまふことになるおそれがあるのではないかと。その運営の上においては、予算面に制約がありまうだけに非常にむづかしい問題をやらんでゐると思ひます。もしそういうふうにしてこの復旧事業団の経費が非常にかさむといふことになりましたら、飲業者の立場からいたしますれば、みづからの手によつて復旧事業をやる方がより有利であるといふ考え方がなるおそれもあります。そういうふうになりまう際には、この石炭飲害復旧法の考へてゐる線がくずれて参ります。その目的を遂行することが非常に困難になるのではないかと考えます。この復旧事業団といふものができただけ節約して、そして最も能率的に、また計画的にその事業の遂行ができるように予算面における措置、その

運営面における考慮、人的な組織の面における配慮、これらが総合してうまく運用されるようにならない限りは、この法案の将来は必ずしも樂觀を許さないものがあるのではないかと考えるのであります。

非常に差迫りましてお呼び出しを受けました関係から、また法案の個々の條文につきまして十分検討し、それに対する批判を申し上げる準備をいたしておりますので、はなはだ恐縮ではあります。私の考えるところだけを申し上げた次第であります。

○多武良委員長代理 ただいま公述されました田中二郎君は、所用のため退席されますので、この際もし御質疑があればこれを許します。

○田代委員 昔の学友の田中君に質問してはなはだ恐縮ですが、別に攻撃する意味でありませんから御了承願いたい。ただいまの田中教授の公述で、先ほどの青山教授の話より非常に話が進歩的に進んでいる点につきましては、はなはだ満足を感じた次第であります。が、なおわれ／＼政治家としては、また科学者としての田中教授としては、はなはだ大體こういう鉱業被害に対する解決策として、今まで政府がとつて来た鉱業法にしましてもその他一連の法律でははなはだ不十分で非常に欠陥が多いので、これではほんとうの解決にならないという点は衆目の一致するところでありまして、科学者としてこういう問題で多数の被害者に迷惑をかけているという問題に対する解決策、これが鉱業権者と被害者という個人個人の立場からの解決ではこれは解決ができません。

という公述をされましたことは非常に進歩的だと思ひますけれども、なおやはり科学者の観点からの根本的な解決策といえますか、あるいは恒久策と申しますか、そういう点から申しますと、なおはなはだ不満でございませうけれども、とにかく予算とか何とかいう面を離れて、とにかくこの問題を国家的な立場から根本的に解決するためにはどういふふうな方策を持つべきである、また政治家としてはどういふ方向へ法律をつくるように努力すべきであるというふうな御見解をまずお伺いしたいと思います。

○田中公述人 お答えいたします。実は私のこの方面の専門でもありませんし、実情の調査も二十四年の暮れに一度新入炭鉱その他あの近辺の炭鉱の鉱害を見まして、その当時ここにお見えになつております栗田さん、その他関係者の方々ともいろいろ話合つておありまして、私自身のその当時考へておりましたことを申し上げ、またその後これについて結論を公にしたわけでありまして、この鉱害地を見まして非常に感じましたことは、鉱業権者の立場と被害者の立場とがまったく対立して、鉱業権者の側では大きな会社はまず相当の負担をされている、しかし小さなところでは負担をする力もないし、また負担をしようとする心構へもないのではないかと。あととはなるようにいふと、これはなにかあつたところにあるというふうな行き方をされているのではないかと。それに対して被害者の立場としては、その元の田畑を持つていてということ、そのことによつて年々賠償を受けて、その賠償によつて生活をされる、

あるいは拜見しておりますと、拱手傍観されているという感じも受けないで、はなはだつたのであります。そしてまた鉱業権者の側に立つ官庁——そう言つては語弊があるかもしれませんが、また被害者側に立つ官庁が相互にそれ／＼の立場によつて意見を出して、これを全国家的な立場から根本的に解決しようとする努力に欠ける点があるのではないかと、こういう感じを持ちました。そうして結論としてこういう問題を解決して行くについては、通産省、農林省、建設省、大蔵省、中央官庁のすべてがこの問題の重要性を考え、また被害者の救済という立場を十分に考慮して、国家的な見地から対策を立てなくては行けないのではないかと、しかしそれだけではなしに、その問題については地方公共団体としても地方における重要な問題の一つでもあり、十分に積極的な協力をする。国が負担をすればいい、地方団体は負担を免れたいという態度では、この問題は解決しない。農業者も農業者で、私の考えましたところでは、復旧事業団体というふうなものをつくつて、そして団体がその農業者の労力を利用して復旧事業をやるといふようなことを考へていたわけですが、その意味で、できるだけ安い労力を提供して、自分たちの土地を回復するという積極的な熱意を持った努力をして行くのでなくては、とうてい営利的な事業としてこれが成り立つわけのものではない。そういう一致協力した態勢をとることによつて問題解決の曙光を見出し得るのではないかと、ところが、現在の法案においては現われませんでしたところは、またここで公聴会その他で

聞かれますこれに対する意見は、政府でもできるだけこの負担を免れたい、農林省は農林省の立場からの仕事には協力する。この仕事は通産省の関係でやればいい、あるいは建設省は公共事業費の面では今までもやつていたものをこの中には一緒にしたくない。別に公共事業としてやろう。通産省だけがこういう線を出して行くといつたようなことでは、国のこの面に対する協力というものが非常に弱力にならざるを得ないのではないかと。自治体はできるだけこれの負担は避ける。これは国の立場でやつてほしい、また農業者はこれに何ら積極的な協力するという態度はとられないで、ただできるだけ賠償を多くしろ、あるいは現状回復主義を貫いて行こうという考え方を披瀝し、鉱業権者もできるだけその負担を軽くしようという態度で、相互に対立した形でこの法案ができてしまつても、ほんとうにうまく運営されて、本来の理想に近い結果をあげることができるといふ点については、非常に悲観的な観測をせざるを得ない、こう感ずるわけがあります。問題の解決の第一歩は、結局この法案ができるのを機会に、すべてのものがいかにして合理的にこの問題の解決をはかつて行こうかという積極的な意欲、協力態勢をつくり上げるということにあるのではないかと。そういうことによつて初めてほんとうの意味でこの問題の解決ができ、またそういうバックによつて復旧事業団の運営も合理的にまた能率的であることが期待できるのではないかと、そういう感じを持つております。非常に精神的な言い方ですが、結局現在

のところではまだ中央における各省相互の間にも意見の統一を見ていないし、それが実際には予算の面に現われて大きな制約になり、また農林省、建設省、それ／＼が別の角度からの考え方をとるといふようなことになつて、この問題がはたして円滑に進められるであらうかということに非常に危惧する次第であります。お答えになるかどうかかわかりませんが、以上申し上げます。

○田代委員 私としては、大體今教授がお話になりましたように、非常にこの法案自体も矛盾を持つておりまして、同じ鉱業権者でも大手筋と中小業者の間には負担金の問題にしても、あるいは資力の問題にしても、いろいろ問題があります。それから、鉱業権者と被害者、あるいは国家という面でも／＼そこに矛盾があつて、少しも解決しない。結局とばかりいふのが現在の実情でありまして、結局石炭産業というふうな地下資源は、当然これは日本国土の中に祖先代々あつた資源でありますし、しかも産業の面から申しましても基幹の重要産業である。こういう産業自体というものを、私は国営という立場でこれを運営する、経営するということにはいたしません、結局国家が国営でやつて、そこから来る被害というものは当然国家が全部背負うということになりますと、鉱業権者と被害者の関係、中小業者と大手筋との関係が全部なくなつてしまふ、大體その線がはつきり出ますならば、合理的に被害問題も解決するのではないかと、というふうに考えますが、学者と

いう立場から私のこういうふうな根本対策というものに対する御意見はいかがでございますか。

○田中公通人 石炭鉱業の国営という問題につきましては、私個人の意見としては賛成いたしません。むしろ国営というものが全般的に能率が上らない。現在国営であるものについても民営に移すべきだという考え方に私自身としては進んで行きたいと思っております。石炭鉱業につきましては、その点については大体現在の民営を国営に直すことについては賛成をいたしません。その点は意見が違うわけでございます。

○田代委員 この問題で議論をしても始まりませんし、議論はいたしません。私はこの問題の解決は、その線がでなければ、ほんとうのすつきりした解決にならないというふうに確信いたしております。

次にこれは公通人の方々の御意見でも、また私たちの感ずることでも、法案自体がそうなのですが、先ほどの家屋、墓地あるいは井戸水、こういう問題に対する救済策が非常に弱い。この法案が通りましたも、そういう方面をどうして解決するか。つまり被害者としまして、家が傾き、先ほどのようにすき間風が漏れて、冬は寒くてしょうがない。これをいくら炭鉱に訴えても、なか／＼炭鉱はやつてくれない。そういう場合には、大被害者は泣き寝入りになっておるのが実情であります。炭鉱や政府にお百度を踏む迷惑だけどもたいへんです。そういう点で、これをどういうふうに救済するか、学者的な立場から、どうしたらいい線が

出るかという点について御見解を承っておきたいと思っております。

○田中公通人 私実際に見ましたのは、非常に狭い範囲で、被害地の全部を見たわけではありませんが、私の見ました範囲、特に大手筋の関係では、被害家屋の復旧とか、被害墓地の復旧などについては、相当積極的な力を注ぎ、その復旧が、あるいは賠償の形で、あるいは原状回復の形で進められておる点を現に見て参りました。問題の非常に多いのは、先ほど申し上げました中小炭鉱の場合ではないかと思うのであります。そういう点については、私は従来資源庁あたりの監督の面の不十分から、そういう問題がでなかったであつて、今後は、こういう復旧事業団のようなものができまして、公の形でその復旧事業をするという事になりまして場合には、それに対する納付金の納付もできないような、賠償義務者としての負担が負えないようなものについては、徹底して鉱業権の取消の措置までとるという事によつて、その点の負担の面をはつきりさせて行き、この賠償問題についても、合理的な措置ができるように、そして復旧事業団そのものとしても合理的な運営ができるようにして行くべきではないか、そういうふうに考えております。またそうしさえすれば、これまでの問題は、ある程度には解決できるのではないかと、根本的には、なお問題があるかもしれないが、相当の程度には解決できるのではないかと、こう考えております。

○田代委員 家屋の復旧の実情は、相当復旧しておるというふうな御見解で

すが、実情をもう少しよく見ていただきたい。また非常に復旧していないのです。炭鉱側が見せるところは一部分であつて、こんなになりつぱになつておりますといつてモデルは見せてくれるかもしれないが、被害者はまだ非常に泣いております。それから今後の被害の増加状況なんです、先ほどの青山教授のお話では、大体この被害は、炭鉱業者側の注意によつて、だんだん減つて行くような傾向になりつつあるのだといふこととございましたけれども、実際は御承知のように、現在筑豊の大きな山では大体カツベ探炭といふのが非常に進みつつありまして、カツベ式の探炭法によりまして、充填が非常に不十分で、当然田面なりあるいは地表に對します被害が、今までより以上にどん／＼出るのではないかと、いふふうに私たちは危惧いたしております。ですから、こういう法案で少しづつ復旧して行きますけれども、なおその被害がどん／＼急カーブで増加するといふことになりまして、非常に大問題になるのであります。その被害の増加、また被害をいかにして食い止めるか、という点に對する見通し、あるいはそういうものに對してどういふふうにお考えになつておられますか、もしおわかりになれば承りたいと思ひます。

しては、感謝をいたし、賛意を表します。しかし、若干の修正希望があります。もつとも私は研究も日浅くして、鉱業法、特別鉱害復旧臨時措置法との関係の検討が不十分であります。さらにまたこの法案に對する詳しい説明も聞いておりません。また関係政令の内容も不明でありますから、相当の疑問があります。その疑問を内に含みながら、希望の意見を申し述べたいと思ひますから、あるいははたはそれの点があるかも存じませんが、御了承をお願いいたします。

第一は復旧費についてであります。第二條の三項に「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」云々とある。しかし、事情によりまして、主務大臣の認めを持たないうちに応急工事をして行かなければならぬもの、事後の承認を受けなければならぬ緊急なものがある。その場合を当然この法案では含めておられるかどうか。含めておられなければ、含めるようにしていただきたい。

第二番目は、公共施設の内容が不明確であります。二條の六項の七、八、九、十号の中には公共造営物のほか、建築物、たとえば事務所とか管理所、宿直所といったものまでも含めるのかどうか。含まれておればよろしいが、含まれていなければ、ここに大きな考慮を払つてもらわなければならぬ。同じく十一号に学校とのみあります。これは先ほど福岡県知事もお話しになつたと思ひますが、地方公共団体が維持管理するいろ／＼の役場とか、警察、消防、病院、公民館その他社会的施設がたくさんありますが、これはどう

してもこの中に入れなければ、家屋等の方にそれが入れますと、非常に差別的な措置が講ぜられることになるのであります。従つて第四章の家屋等に入れることは不適当であると考えるのであります。

第三番目は、事業団の地域であります。これは第五條で「政令で定める地域」とのみあります。どの範圍を政令で定める地域とするか、これがはつきりしなければ、政令もわかりませんから非常に疑問が生ずるのであります。もし利害関係の市町村全体のみが入るとするならば、またそれによつて事業団の構成、運営等について多くの問題が出て来るわけでありまして、さらに四十一條の解散の場合であります。この区域内の市町村の長の三分の二以上の請求があつたら解散するということでありまして、これもまた重大なる関係を持ちますから、この地域というものは、はつきりしてもらわなければならぬといふこととあります。

第四番、事業団の業務であります。三十一條の一項の六号に「地域内の家屋等の復旧工事に要する費用の貸付」とあります。同じく三十二條の二項に「貸付の相手方、限度」云々といふことが書いてありますが、その中で、この貸付はどういうふうな運用されるのか、他に條文を見出さない。これははなはだ不明瞭なことなのであります。この貸付金などにしましても、どうしてやるのかといふことがわかつていないのであります。

第五番は解散であります。解散の條項に破産といふのがありますが、この事業団は機能法人としてあります。営

利法人ではない。そうしたものに破産ということがあるのか。もし破産がある場合、運営がよろしきを得ないというよりも、組織がよろしくないというところに私は結論づけなければならぬ。さらに解散の問題につきましても、一体解散の後は復旧事業はどうするのか、ここに大きな疑問が出て来るのであります。

第六番は、効用減少の農地復旧についてであります。これは納付金を申す意味ではなくして——もちろん規定は五十一條にあります。法の目的の上から考えまして、現在のような、農家が持つておられます耕作面積が非常に過小である、こうした農民の生活の保障の上から、先ほどたび／＼お話がありました。金銭賠償よりも原形復旧制度がとられなければならない。さらに、減収する原因は鉅害なんです。一方国家的立場から考えまして、農民個人の生活問題のみならず、今までできただけの農作物ができないという点、これは重大問題であります。この点はやはり原形復旧によつて効用減少の農地というものができないまでも、方策を講じなければ、この法律の目的に反する。さらに十分の三を下るものは云々ということがあります。納付金のこと、書いてありますが、その十分の三に下らないもの、たとえば一割とか二割とかの効用減少があつた場合には、その鉅害はどういうふうな処理されるか。これは泣き入りで行くべきか、国家が総合計画の上においての差引勘定に入れて補償するのか、この辺がわかりません。なお効用減少の賠償

は、一時金支払いであつてはならない、それがために毎年減少が起るのですから。今までは毎年正常な収穫があつたのに、一たび鉅害によつて減収があらますと、それが毎年続くのですから、一年でもつて賠償するということになります。これもまた農民の大きな永久的な被害負担になる、ということなのであります。しかしただ考慮することは、こうした場合に、いわゆる情義を生ぜしめてはならない。農民も一生懸命働くようにしなければ、効用減少したから、手を組んでおれば毎年々々くれるのだということではいけないので、これはよほど考えなければいけない。結局結論は、原形復旧をやらなければならぬ。

七番は復旧不適地の処理であります。効用回復困難な原因もやはり鉅害なんです。これはさきに申しましたように、国全体の收穫がそれによつて減少すること、大きな問題である。また農民から土地を失はせるといふことも問題であつて、これはすなわち生活の圧迫になつて来るわけなのであります。この復旧不適地に支払う金額は、農林省、通産省の省令で算定基準をきめるというが、これは不明確なんです。この大きな問題に對しまして、どういふうな算定基準を行われるか、これから検討してかからなければならぬ、ということでもあります。これは七十八條であります。この七十八條におきまして、その二項で支払つた後の鉅害は消滅する、というように書いてあります。これも大きな問題で、何のことかわかりません。

第八番は、第三章と第四章との不調整、つまり差別的な処理がある、ということ。これは今までのたび／＼述べられたのであります。この被害は天災地変ではなく、鉅害にある、ということ。これは現実に明らかになつておるのです。なぜこの明らかになつておるものを復旧の基本計画に入れられないか、ということ。農地と農業施設と同様にはつきりわかつておるのだから、何もめんどろくさい手続をしないでも基本的な総合計画に入れさえすればよい。しかも鉅害により家屋等としての効用が著しく阻害しておる場合——著しくなくて軽微な被害でも被害なんです。それはやはり鉅害のもたらした被害なんです。それを自分でしろ、というやうなことはあるべきではない。弱い立場にある被害者に、やれ協議にかけよとか、裁定をどうするとか、そんなめんどろくさい手続を一体とせよといふでしようか。そうしないでも当然これは見てやらなければならぬ現実の問題なんです。これを何か仲裁の折衷方策というか、説明があつたのであります。法というか、そんなことではないのです。また鉅害の本質を誤つておられる。八十三條に「著しく多額の費用を要しないで復旧工事により現状の回復をすることができると認めるときは、復旧工事を施行」云々とありますが、これも被害者から言へば非常に虫のよい話です。金のよけいがない、簡単なもの、はさるが、金のいるものは一体どうするか。ほとんどこれは言い訳的な規定になつてゐる。なおまた土地の陥落または捨石の崩壊停止が認められる場合とありますが、そういうことは一体現実に認められるかどうか。これはもうとまつたのだぞといつても、ところ

があにはからんや、脱水があり、排水があり、旧坑内に満ちておるところの水を出せばどうか、と思ひもよらざるところに被害が出て来る。突如としてひびんとして起るこれらのものにつきます。やはりどうしても根本的な計画が立てられなければならない。さらに八十六條になりますと、これはまことに無情冷酷だと私は断ぜざるを得ない。この農民に負担金を申しつけて、それを払わなかつたならばこれはもう打ち切りだ、というのです。現在農民は税金さえよく納められない。滞納にあえいでいるところに金を出せ、金を出さなければお前の権利は打ち切つてしまふ、というのは、何とかもう少し親切な方法がありそうだと思うのであります。しかも法案の内容を見ますと、個人所有の家屋の性質上国の補助金支出を期待することができない。もし直接国が個人に補助を出すことができないならば、それこそ事業団の復旧資金というものを設けて、それに流し込めばよい。それによつて事業団がやればよい。直接の補助じやない、できる道はある。でありますから、家屋等につきまして、そういうふうな無理なことをしないで、民生安定のために公平適正な規定を設けていただきたいと思ふ。

九番目には、鉅害復旧の賠償の徹底であります。六十六條の前段にも規定であるのであります。ところがやはり最後の責任がどこにあるかはつきりしない。賠償責任者が不明であるとか、資力がないとか、そういう場合の賠償の徹底はどうしてやるか、というところが明確にしていらない、私には見えるのです。さらに鉅害権や租鉅害権やあるいは採掘権、それらの消滅後の責任ということもはつきりしてない。賠償の責任者に納付金をさせる。ところがその納付金は、相当炭鉅業者はもうけるから、それについて出すのは何でもない、いやないかという考えもあります。あります。今一歩しりぞいて考えますと、その負担が来れば、いつしかそれが石炭の価格の上に転嫁される傾向になつて参ります。そうしますと炭価はまた自然高くなる。そうすると物価の基本対策の上において、常に現在見るような悪循環をやつて行かなければならぬ。炭価が高いから、電気料を高くする。電気料が高いから、ベークスを上げてくれといつたやうな悪循環をもたらして来る。この点は国として十分考えなければならぬ。物価対策の面からもこの点を考える必要がある。だから何と対立的にけんかするのではなくて、国と賠償責任者はもつと適正な割合の負担区分にして、そうして賠償を徹底させなければならぬ。

第十番目は、地方公共団体の負担であります。これもいろいろ／＼お話がありました。鉅害の原因であるところの石炭を掘ります。これは、これは全国産業振興のためなんです。その被害は一地方のみではない。すなわち重要な基礎産業である。それを地域的にその地域における被害者であるとか、炭鉅業者とかんとか責任を負わなければならぬ、ということは非常におかしいのです。そういう観点からいまして、これはどうしても全国的な操作にしなければならぬ、これは当然なんです。そういう地方におきましては鉅害税で若干の収入はありますが、その

若干の収入がありますところは大体労働行政に多くの金を使つております。私も小野田では労働会館などをこしらえて、それに多くの金を使います。さらに多くの失業者、あの企業整備によりまして出ました失業群を、失業対策としてまかなつて行かなければなりませんところの負担はもとに莫大なものなんです。しかもこの復旧は効用の回復で、効用の増加ではないのです。価値が附加されるのじゃない。にもかかわらず地方がそれを負担しなければならぬといふことは、理論が通らないと思ふのです。どうしてもこれは全国的に転換して行かなければならぬ五十三條、九十四條の關係になつて参ります。さらに先ほども話がありました九十一條には、一応国が予算の範圍で補助ができると思ふてあるが、非常に弱い。しかも家屋等のことについては何も無い。家屋等のことは一切知らぬといふ。都道府県にいたしましても、国がやるのに対して、補助金を交付する。しかもこれには公共施設も家屋といふことも何も書いていない。だから地方公共団体は、目に見える特別な受益のある場合のほかはとうてい負担にたえられない、理論上からいつても負担すべきものではないと考へるのであります。

第十一は、法律の施行期間であります。提案理由の最後に、十年の臨時立法としたとありますが、それならば十年たつて法が廃止されたならば、あとはどうなるか。経過処理の規定は何もないのであります。だが引受けてどうするか。しかも石炭の掘採は今後何年かかるか。一体十年で終ると考へられるのか。おそらくそんなことは考へられないでしょう。幾十年の長きにわたつて石炭を掘るとするならば、鉱害は続出するのであります。なお第三章第四章におきまして、いろいろ時間的措置があります。一箇月したかどうか、一年したかどうか、三年したかどうかとかいうが、十箇年過ぎたらどうか。再検査請求権とか損害賠償の請求権といふものはなくなつてしまふのか。相手がなくなつたらどうなるか。幽霊の立ち消えのようなことになつておる。さらに借入金や復旧事業債券等の始末は一体どうするか。こういうことも何も無い。たといある炭鉱が石炭を掘ることをやめましても、鉱害は起るのであります。小野田は農地、宅地、小さい市でありますから、大体千百町歩であります。そのうち三百町歩の鉱害地を持つておるのであります。四分の一強であります。小野田市は石炭については三百年の歴史を持つており、江戸時代からの採掘の跡がある。たぬき堀りなどをやつてゐる。しかもこのごろは残柱堀りといつて、残つた柱をのけます。その上に脱水がある、排水があります。ほとんど鉱害は続出して来ている。特別鉱害のものもまだ残つておる。町の底はちのちの集のようになつておる。これは国土の有効なる利用や、保全並びに民生の安定が一体できるか。この十箇年後の法の廃止によつてさういふふうな大きな目的は中断されてしまふのではないか。十年したらこの法はなくなると、十年したらおれは死んでしまふぞといつて、あとの遺言は何もない。それからどうするといふことは何もな

い。そのときは何とかするといふことで、一体民生の安定はできるか。従ひまして法律の時間的限定は私は不合理きまるものだと思う。どこまでも原形復旧制度によりまして、この法は恒久化して行くべきものである。今度の機会にこれができませんでも、少くとも将来その含みのもとに立法をやつていただきたい。

最後にこれに関連して考へることは、鉱業法との調整であり、さらにまた鉱害復旧保険制度、このことも考へられるのではありますまいか。以上。

○多武良委員長代理 次は和田満恵君。

○和田公述人 私は山口県鉱害対策組合連合会書記長和田満恵でございます。一被害農家といたしまして被害者の立場から本法案に対して私見を述べ、お願いをいたしたいと思ひます。

結論を先に申し上げますが、本法案に對しまして私は賛成の意を表するものであります。しかしながら以下の諸点について、簡単に修正意見を申し述べて御検討を煩わしたいと思ひます。

第一点といたしましては、鉱害の全部にわたつて復旧をしていただきたいというお願いであります。国が一個の法律を制定せられるにあたりまして、その対象によつて差別的な取扱ひをなさることは好ましい状態とは考へられませんか。ことに私も被害者といひましては、いかなる物件にしろ鉱害がありましてならば、その復旧要求を持つといふことは当然過ぎるほど当然であるからであります。

先ほども各公述人がる主張なさいました原形復旧をしていただきたいといふことであります。このことの理由は、簡単に申し上げますが、損害賠償の理念からして当然のことであると思ひます。ことに基礎法ともいふべき鉱業法が金銭賠償主義をとつておられることは、われ／＼、被害者の犠牲において成り立つてゐると申し上げても過言でないと思ひます。

第三点といたしましては、家屋、建物等の復旧に關して申し上げたいと思ひます。このことも各公述人の方々が非常に詳しく申し上げましたし、昭和二十五年五月二日の、先ほど直方の市長さんがおつしやいました衆議院における鉱害に關する御決議にも、住宅は日夜倒壊に瀕する脅威に脅かされ、路傍の人々を見るに忍びないと諸先生方が御断定を與えてくださつておりますので、何も言うことはございません。ただ、ただいまはやつてゐる歌の文句ではありますませんが、諸先生方もほんとうの被害者の身になつてこのことを考へていただきますならば、私はその間の事情がよくわかると思ひます。多く語らず、皆様の御胸中につきがまして、ぜひとも家屋の復旧の徹底化を要望し

てやまないものであります。

第四点、打切り賠償の件でございます。このことは過去におきまして、いろ／＼被害農民や被害者の貧困に乗じて、わずかな額で打切りをせられて泣き入りをしてゐる実例が多々あるわけでございますから、かようなことがないように、ぜひとも打切り賠償には慎重を期せられたいと要望いたします。

第五点といたしましては、復旧不適地の賠償基準に關するお願いでございます。本件につきましては、法案第五十一條の算定が一応見込まれるわけでございますが、たとえば実例をあげて申し上げますならば、復旧不適地にきりました耕作者がその土地以外に土地を持たない場合、あるいは持つておりましたその土地が僅少の場合、換言いたしますとその復旧不適地が本人の生活を維持してゐる場合、もし不適地に該当地の場合には本人はその生活の根拠を失うことになりまゝす。もう一つ言いかえますならば、父祖伝来の愛着の地を失つて、あまつさえ失業するという悲惨な事態を惹起するわけでございます。かかる場合、当然その本人の生活保障も算定基準の中に包含せらるべきであることは、当然過ぎるほど当然と思ひます。どうぞ諸先生方にはその間の場合もよく考慮していただきまして、復旧不適地の賠償の妥当適正化をはかられたい。

第六点といたしましては、復旧後の賠償算定についての御考慮を煩わしたいことでございます。すなわち第七十三條第二項に「その効用が回復されて

いないと認めるときは、遅滞なく、農林省令、通商産業省令「云々」とございませう。不幸にしてよく研究もしておりませんし、その内容を具体的に存じませんので、あるいは安当を欠くことがあるかと思ひますが、私は復旧後の賠償基準にはぜひ実収量を基準としていただきたいというのを主張するのでございませう。このことは情義が得るしたり、精農が損をしだりすることがないように、いわゆる正直者がばかを見ないように賠償の公正を期していただきたいと思ひるのでございませう。

第七点といたしましては、本法案の恒久化か、しからざれば鉱業法の金銭賠償主義を原状回復主義に改正せらるべきか、どちらかでなければならぬということとございませう。もしそれこれを怠るとするならば、とりもなおさず先ほどおちよつと触れたと思ひますが、われわれ、被害被害者の犠牲の恒久化以外の何ものでもないということとあります。いまさら駄弁を弄するまでもなく、本法案の恒久化は必ず実現していただきたいと切望してやまない次第でございませう。いわんや石炭事業の存する限り、被害の発生が無限に続くということは常識であります。現実の問題であります。

以上をもちまして私の修正意見の大体を終つたのであります。相前後したり、論理もちくはぐで重複した点もあるかと思ひますが、お許しを願ひます。ただ思ひますを簡単に申し述べたつもりでございませうが、最後に一言申し上げたいことは、時まさに独立新日本の再生の門出にあたりまして、

さきに諸先生方の御心配によりまして特別被害がただいま着々と進捗しております。このとき、これと相まつて一般被害の復旧を見るのができます。ならい、われわれ被害者は何たるありがた、うれしきこととございませう。か、想像をしてみても感謝感激にたえない次第でございませう。こいねがわくば、なるべく本法案の完璧を期せられまして、法案所期の目的達成の一日もすみやかならんことを願ひいたしまして、私の公述を終らせていただきます。

○多武良委員長代理 栗田数雄君

○栗田公述人 私は福岡県の鉱業被害者代表の栗田数雄であります。さきに特別被害臨時措置法並びに鉱業法の改正にあたりまして、それ、本衆議院において公述をいたし、さらに本日ここにあらためて公述人として御選定くださいましたことをまことにありがた、お礼を申し上げます。

石炭の採掘の増強に伴ひまして、鉱山業が発達して参りますその陰に、刻々と増して参ります陥落と鉱業被害、これがまた累積したるものとあわせまして、深刻な状態に苦しんでおります。私もその窮状、これは一昨年五月二日特別被害復旧法案成立にあたりまして衆議院の本会議の決議、同十二月七日の衆議院当通産委員会においてなされた決議、この決議に際してなされた決議に、先ほど申し上げましたように、明らかになつてございませう。従つて弱く被害者の救済と、国土の保全と、民心の安定のために、耕地の原形復旧を執行せられるために、

委員会を設置して必要な法案を立案すべきであるという決議がなされたのであります。かような過程を経ましてここに臨時石炭被害復旧法案が誕生いたしました。諸先生方の審議を煩わすことに相なりましては、まことに感謝の至りでございませう。このゆえをもちまして本法案はあくまで被害者の窮状を救済するということを中心として、国土の保全、食糧の増産、民心の安定をはかつて、もつて被害による社会不安を除かねばならぬのであります。しかるに今般政府当局が御提案になられた法案は、加害炭鉱の利益の擁護の方向に重きが置かれて、被害者が依然として犠牲を強要せられる結果となる必然性があるように考えられます。私は被害者の総意を代表しまして、簡単に四項目にわたつて修正の意見を、さうな面から述べさせていただきます。と思ひます。

第一番に、復旧工事が完了して成功の認定があつたときにおいて、鉱業法の第九九条の規定による鉱業権者の損害賠償責任消滅の規定は削除していただきたい。理由といたしましては、一定の工事が完了いたしましたも、米や麦が従来の通りの収量をとりようにならなれば、地方の回復がいろいろあります。耕地が昔の土壌通りに熟田にならなければならぬのであります。表土返しをいたしたものであります。表土と、あるいは山土ばかりで積み立てたものは十数年を経たもので、なお従来の収獲量がないのであります。これらの十分に収獲量が得られないということは、過去におきます被害の復旧

工事または土地改良の耕地整理事業の歴史を見ましても、私現実に二十七八歳のときから今日までその線に携わつた事績から申しまして、困難であるといふことは明らかであります。こいふうふな事実があるにもかかわらず、單なる工事の完成によつて、もつとも三年間の異議申立ての余地は與えられておりますが、これで補償を打ち切つて、鉱業権者の責任を免除する。さうして被害者の将来に不安を抱かせるということのみならず、私は工事の完了の認定にあつては相当の紛争を起すものと考えます。これは農林大臣が認定されると思ひますが、被害者の方ではこの赤土では二十年ぐらひは昔の土地にならない。いわゆる工事施工者はこれは三年したらとれるから受けとれ、かようなことで工事ができまして、これの授受にいろいろの紛争ができることは明らかであります。特に法第五十一條によりましてわずかの――特に私はわずかという言葉を使つてございませうが、納付金で鉱業権者の責任が免除せらるるとするならば、現実の復旧費、復旧後の暫定補償金にも事欠く結果となりまして、将来被害者に大きく犠牲をしていふことは火を見るよりも明らかであります。昨年欧州の鉱害地を視察されました方の報告を拜聴いたしましたも、ドイツの現行鉱業法の第四十八條は、鉱山側があらゆる地表損害に対して責任を負う旨を規定し、過失の有無を問わない。結果責任を明記している。このことは鉱山側に完全に賠償義務のあることを明示してあるが、この賠償義務は原状回復の責任であることを最高裁

判所の判例が確認していると報告せられております。私も被害者の大部分は、古くから戦争前まで鉱業法がどういふものであるかといふことを十分承知しております。それは炭坑を村に始められるようになります、炭坑の代表の方や、しかるべき仲介者が私どもをたずねられまして、皆さん、今度炭坑をあなたのところを始めさせていただきますが、私どもは将来皆さん方に決して御迷惑はかけませんと確約をしております。従つて戦争前までは一部の中小炭坑を除いては被害者に対して十分とは言えないまでも、私どもの承知できる程度の補償、賠償が行われておつたのであります。現に福岡県では家屋、道路、河川の復旧はもちろんのことでございませうが、困難な耕地の復旧におきましても、昭和十七年までに千三百余町歩の復旧がなされてい

る事実をもつてしましても、鉱山業者が開坑当時の信義を尊重せられまして、被害者もまた炭坑を信頼して、両者の間にはあまり大きな摩擦もなく今日まで原状回復がなされておつたことがわかるのであります。しかるに戦争中から戦後に至りまして、炭坑経営の困難な重圧が被害者に転嫁せられた結果、今日のさんたんたる結果となつたのであります。欧州でも過去において炭坑被害者のそれ、の間に摩擦を生じていたように伺ひますが、被害者の熾烈な要求、政府の適当な措置と、鉱山側の理解によつて今日のごとき理想の一点を實現していることを私どもは見せつけられておるのであります。被害者はいたずらに無法な賠償を要求するものではありません。被害者の納得

の行く復旧工事の完成と、熟田に至るまでの責任を追究いたすものでありまして、原形復旧でなくして、効用回復の工事である以上は、私どもはあくまでこれは免責措置がとらるべきものではないと信ずるのでございます。

第二点は、家屋、墓地等の非公事業の復旧につきましても、公共事業に劣らざる強力な施策を立て、社会不安を除き去っていただきたい。これはさきに公述人からそれ／＼申された通りに、本法案を通過いたしますと、家屋、墓地等の復旧工事に関してはきわめて冷淡で、單に協議及び裁定によつてのみ解決を求められております。が、炭鉱被害で社会問題として一番悲慘でありますものは、これら家屋、墓地であります。非公共といえども被害を受けます過程及び社会性は公共事業と何らかわるものではございません。むしろその日／＼の生活を求めておる家屋において、放任せらるべきではないのであります。これらも事業計画の中に取入れられるよう強力なる法案に修正をお願いいたします。

第三に、地方公共団体の負担を軽減または免除せられたい。炭鉱被害地の県及び市町村は、鉱害に伴う種々の負担を間接に受けております。この法案において農地及び農業用施設の復旧費の一部の負担、負担能力のない鉱害地の復旧について、それ／＼負担を課せられております。また事業団の事務経費の一部の負担も課せられておる。このことはさきにそれ／＼知事、市町村長等からお述べになりましたけれども、私ども被害者もやはり地方税を負担しておるものでございます。その立

場から本案の修正を強く要望するものでございます。

第四に、復旧不適地の処理を第七十八條に規定せられておりますが、これが認定を農林、通産の省令で一方的に裁定せられて、鉱害賠償の消滅を決せられることは不当である。市町村長並びに被害者の同意を要するように改正せられたい。これは第五十一條の納付金に最高の限度が示されておりますが、炭鉱地帯のほとんどは復旧を要する耕土、いわゆるつくり土になる土壌が乏しいのであります。付近の野や山はたいへい岩石とか、三紀層の赤土で、復旧に対して相当多額の費用を要しますとともに、工事が完了しましたも、効用の回復、いわゆるさきに述べましたように米麦ができるようになるには、相当大きい金額が必要とせられる関係上、これらの経費の面から、こ

ういう條文がありまして、一方的に裁定せられまして、やがてこの法案が濫用せられまして、先ほども申されたように、被害者の生活基礎を根柢からくつがえし、社会不安を来す結果となるのであります。従つて決定に際しましては、市町村長、これは私の村のようには三百六十町歩の耕地が三百三十町歩まで陥落しておるといふようなところにも、もし百町歩も二百町歩も経費が出ないといふことで放任せられると仮定するならば、町村は立ち行かません。かような意味から町村長並びに被害者の同意を要するように修正を希望するものでございます。

以上修正の希望の概要を申し上げましたが、本案がここにできますまで一年有半歳であります。この間に資源

庁の西尾鉱害課長、福岡県の県会議員井上馨氏、並びに三井の中井部長らはほんとうに真剣に本案に対して苦心さんたんを重ねておられたのであります。たゞ／＼今回本案が本議会上程するのを見ずして御承知のように過ぐる日飛行機事故によつて悲惨な殉死を遂げられたことは、私は同志としてまことに痛惜の至りでございます。私どもはかの尊い三氏の靈に報いるにも、本法案が適正にしかも本議会上においてすみやかに成立をせらるるよう、諸先生に謹んでお願いをいたす次第でございます。以上をもちまして公述を終ります。

○多武良委員長 野呂静君。

○野呂公述人 私はただいま御紹介を受けました岐阜県可児郡町村会長の野呂氏であります。本日鉱害復旧法案につ

きまして、この公聴会に出席しまして公述をいたす機会を得ましたことは、私の最も仕合せとするところであります。この案についての修正意見におきましては、すでに午前、午後にわたつて皆さんから熱心なる御意見がありまして、私が申そうと思つたことはほとんど申し盡されておりますから、時間の関係上ごく簡単に申し上げます。ことにいたします。ただいままでに皆さんから申されましたのは、ほとんど石炭関係のみの鉱害復旧案に対する御意見でありましたが、私はここに重炭鉱害の復旧に對しまして、しばらくお話を申し上げたいと思つております。

岐阜県可児地区の重炭鉱害の現状を左に申し上げたいと思つております。重炭鉱の地表は大部分が農地でありまして、一部分は家屋その他であります。今ま

で鉱害を受けておる地方は、ほとんど戦争中に濫掘いたしましたものばかりだと申してもよいくらいでございます。戦争後は保安局その他の嚴重なる監督のもとに保護されますので、今後はかかる鉱害はよほど減ることと存じておるのであります。この鉱害賠償につきましては、大体打ち切りが多うございまして、最近の例では、反当りが約十万円くらいでありまして、その未解決の分がまだ半数以上あります。本法に對する所感といたしましては、すべて賛成を申すものであります。可児地区の重炭について、今後本案の恩恵を受け得るよう十分に道を開いていただくことを御考慮願ひたいと存ずるのでございます。そのほか本案の第十條に石炭とあるのを、重炭を含むと御修正をお願いいたします。

重炭の利用状況について簡単に申し上げます。名古屋地区の産業の発達には、御承知の通り戦前の線に達しております。織機、窯業、輕工業が非常なる発達をいたしております。これらの燃料として、重炭が相當に活用せられておる現状であります。名古屋地方の燃料としております九州、北海道、その他の石炭は相當遠方でありますので、この運賃等におきまして、地元で産出する重炭とは非常なる食い違いがあるものであります。また石炭のカロリーと重炭のカロリーを比較しましては、一円二十銭ないし一円五十銭になるようであります。これは六千カロリーと見てあります。これに對し、重炭におきましては五十銭に當るのでございます。これは四千カロリー

と見てそういう結果になるのでございます。石炭の高級燃料に比しまして、重炭はやや低位であります。戦争中に濫掘をいたしましたために、重炭は品質の評判も非常に落ちておりました。その後だん／＼と業者その他の者の認識を得まして、昨今では質その他においては相當に改善されておるのであります。なお将来は、重炭産業はますます地方の産業として大いに発展の余地もあり、また発展をすべきものと思ひます。将来政府におかれまして、この点に大いに御留意くださいまして、石炭同様のお取扱ひをお願いしたいと思いますのであります。重炭は石炭と違ひまして、利潤の点におきましてもきわめて低いものでありますから、業者がこの鉱害復旧に對して負担をすることはとうていでき得るものでありません。さりとて被害におきましては、石炭も重炭も同様であります。この点に御留意くださいますと、この負担はとうてい業者でできるものでもありませんし、また地元でできるものでもありませんから、これはぜひとも國家において負担してくだることが至当なものとして存するのであります。そのほかは大體におきまして、今までに十分皆さんから申し述べられましたから、時間の関係上、私はこれをもつて公述を終る次第でございます。

○多武良委員長代理 次は山口正之君。

○山口公述人 私は長崎県炭害対策協議会の常任幹事の山口であります。長崎県の立場から一応炭害のあらましについてかいつまんで申し上げ、引続い

て修正の意見に移りたいと思うのであります。

鉾川の中心部であります長崎県の北松浦郡一帯は、いわゆる薄層炭でありまして、ために福岡県に見るような広大な地域におきまして水没地帯は割合少いのであります。むしろ水源枯渇とか、傾斜田等の被害が顯著に現われております。また農耕地に乏しい長崎県といたしましては、平坦耕地に恵まれないために、山間僻地といえどもなく水田化されまして、実に丹念に営営として築き上げられたため池に依存してゐるものであります。これが一たび鉾害を受けることによつて、その被害者である農民は零細農家であるだけに、生活上に及ぼす脅威は実に深刻であるのであります。また御承知のごとく、巨大なビラミッド型に堆積された捨石の堆積よりする鉾害も、一たび水害等と競合する場合には、河川氾濫等の脅威にさらされるのであります。また離島沿岸地区におきましても同様、地形的な制約によつて坑内水、洗炭水あるいはボタ等につきましまして、海中に投入せざるを得ないような実情よりいたしまして、いわゆる漁業権に対する鉾害を起しておるのであります。またこれら離島地区におきまして、飲料水源の枯渇による鉾害の問題は非常に深刻であります。やむなく水源を本土に求め、水船を仕立てて運んでおるような実情にあるのであります。詳しくは時間の関係で申し上げません。この程度にとどめます。

次に本法案に対する修正の意見に移りたいと思ひます。まず第一点は九十二條関係でありまして、公共施設に対する国庫補助は後日において償還せしめられるという問題の規定であります。この法律案は、いわゆる社会立法であり、特別立法であるといわれております。そのゆえんのものは、今日の鉾害法の賠償規定によつて、あるいは實際的に行われておらず、あるいは制度によつては、今日の鉾害復旧という問題は、とうてい解決することは不可能であるというところから、しかも鉾害法の原則をかねてまで復旧するということは不可能であるという点から、一応忠実に鉾害法の原則にもとづいて、賠償金相当額をきめられて、納付金として徴収することによつて通常の事例においてはそれだけの金額では不足を生ずるから、その不足分については国家的見地から国が財源措置を講ずる、こういう点においていわれておるのであると私は信じておる次第であります。そういう点から考えまして、農地、農業用施設に対して国が補助するならば、同様のりくつから、公共施設に対しても実質的補助がなければいけないのではないかとこのうに考へるのであります。その理由をまず第一番として申し上げますと、公共施設に対する補助を返還せしめられることは、実質的に鉾害権者に対して復旧責任を認めることになるのだ。ややもすれば過重な負担をかけることにならぬのじやないかというところは、鉾害法の賠償原則に反するのではないかとこのうおその点が一つであります。次は公共施設に対するいわゆる事実たる償還としての賠償に反するものではないかという点であります。資源

庁の調査によりますと、土木公共施設についての鉾害は三十億円になつております。これに對しまして二十六年年度の賠償額が約八千万円であると記憶しております。農地は約百億円に對しまして六億円程度であつたと記憶しております。幸ひ農地におきましては、御承知のごとく、五十一條によつて土地の基準賃賃価格の二倍から五倍の範囲内で金額を徴収されることになつておりました。これはまさしく鉾害法の事実たる償還として行われております賠償の実態に應じたものであると考へられますけれども、公共施設に對しては、これと異なつた実質的復旧責任を認めてあるという点において、公平な観点からいつても、妥當を欠くものではないかというふうに考へられるのであります。次に三點といたしましては、一番有力な理論、根據になるのじやないかと思ひます。それは、賠償費イコール復旧費になるのじやないか。なるほどごもつともな考へ方であると思ひますが、しかし、公共施設に對する賠償額が幾らであるかという問題は、非常にむづかしい問題であらうと考へるのであります。もちろん民法の原則に基きまして、相当因果関係から客觀的に価値がきめられるものであると思ひますけれども、考へますと、公共施設は被害物件として見たならば、損傷物といひますか、いわゆるいたみやすい施設でありますから、通常の事例におきましては、私はむしろ賠償費は復旧費よりも少いのではないかとこのうに考へるのであります。従ひまして、この点一応一例を引いて申し上げます

と、かりに橋が落ちたといひますならば、その落ちたことによつて起るこの損害は、その後における客觀的価値判断によつてきまると思ひますけれども、その賠償限度額は一応きめられたといひまして、それによつて新しい橋をかけることはおそらく不可能であらうと思ひます。しかもより堅牢な橋をかけることになると思ひます。従ひまして、その不足分を国が負担して鉾害復旧を行うということがこの特別法の精神に合致するのではないかとこのうに考へます。農地、農業用施設と同様に、その他の公共施設についても実質的補助になるように、いわゆる事実たる償還としての賠償に應じた基準をきめられて、それを納付金として同様徴収し、その不足分を国が補助する、こういう行き方によつてこの点御修正願ひたいと思ひるのであります。

次に第二点は、事業団の維持経費に關する点であります。御承知のごとく、事業団の維持経費については、鉾害権者は第二十八條の二項によりまして、地方公共団体といたしましては、その工事施工者という意味も含めまして、九十四條によつて、それら負担を義務づけられておられますが、これに對して国が支出をいたさないのは妥當を欠くものではないかと考へます。むしろ全額国庫の負担によるべきではないかと考へるのであります。この事業団につきましては、いろいろ異論がございまして、当初立案したところは、いわゆる納付金のブル機能を持たせるにあるといつた構想で企圖されたようでありまして、その後におきましてこの構想がかわりまして、いわゆる納付金の徴収支払い業務が中心業務になるのだ。そういうものであれば、むしろそういう經費の点からいつても、もつと簡便に措置がでるのではないかとこのうに考へます。この事業団設置をめぐりまして、いろいろ問題があつたのであります。私は一応事業団をこのまま認めることといたしまして、その公法人的な性格、特に第七十五條によりまして納付金の強制徴収を認めておる点、その他の業務内容からいまして、私は鉾害復旧工事の恩恵的な、補助的な事業団であるよりも、むしろ国家行政事務としての取扱ひをするのがより適切でなからうかと考へるのであります。従ひましてこれは当然全額国庫によつて支出されるべきものでなからうか。さらにまた鉾害権者が賠償限度額以外にこの經費をとられるというところは、むしろ負担が加重されるという意味からと、さらに地方公共団体からこれを徴収する理由はないのではないかとこのうに考へ、ただいま申し上げましたように、当然国が支出すべきものであるといふうに考へるのであります。

第三点は、特に長崎県等におきまする悩みの問題でございまして、事業団が基本計画を作成するに際しまして、当事者間に鉾害の原因、鉾害があるとかないとかいう原因、安定してゐるとかいないとかいう問題で争ひがございまして、なか／＼きまらないのであります。こういう点についてこの法律は何らの調整措置が講ぜられていないのであります。私はむしろこの法律の趣旨

から考えましても、それが復旧に適するかどうか、いわゆる復旧の適否については行政的な公平な立場から、決定ができるような道を講じてもらいたい。申請等の道を講じてもらえよう。

先ほど事業団に關連して、一言申し落しましたので、つけ加えたいと思います。事業団に關する評議員会の規定でございますが、十九條から二十四條にございまして、この評議員会の構成と議決の方法を見ますと、一応事業団は九州地域に一つつくられるというふうに書いておりますが、その構成は地域の広い、狭いによつて定められるようになっておるようであり、しかもその議決の方法は、過半数によつて決せられるというふうになつておりますが、各県ごとに事情も違ひますし、そういう構成メンバーによる過半数の決定は公平を欠く点があるのではないかと、こういう点に對する調整措置も考えてもらいたいという点であります。

さらに基本計画の作成にあたりましては事業団がつくることになつておりますが、その対象になります復旧工事というものは、農地、農業用施設のものであり、公共施設に關するものであります。その工事の性質上またその施工面から考えましても、当然実態を把握できるところの、指導監督すべき立場にある都道府県知事の指示することによつてこれを作成し、事業団はそれに基づいて復旧基本計画を立てるのがより妥當でなからうか。もちろん農地、農業用施設については四十八條によつてあらかじめ都道府県知

事の承認を受けることになつておりますけれども、そういう意味からこれは当然都道府県知事の指示によつてこの基本計画は立てるべきであるというふうな考へるのであります。

次の点について申し上げますと、もう一つ問題のありますのは、六十六條と五十三條と九十一條の關係になるのであります。賠償義務者が無資力であつたり、あるいはまた所在が不明となつたため、復旧に充てらるべき納付金の徴収ができない、そういうふうな場合の法律の規定でございまして、農地及び農業用施設については国と都道府県知事、さらに公共施設については五十三條によつて地方公共団体が負担をするようになつておりますが、これは当然納めらるべき納付金を代位して工事の施工をしたということになるのであります。基本的には、飲業法による賠償責任は消滅してないものであります。しかしながら六十六條の第三項によりまして、その納付義務は一応免除されることになつております。私にはこの点は非常に妥當を欠く点があるのではないかと、思ふのであります。しかも第七十五條によりまして、農地、農業用施設に對する飲害は消滅するといふ規定があるのであります。しかし公共施設に關する復旧工事を完了した場合において、飲害が消滅したかどうかといふことにつきましては、必ずしも法律上は明確ではございせんけれども、本来の飲業法の規定による賠償責任が消滅するものではないのだという点に對して、この賠償規定は、当然規定として明確に規定するべきであると私は考へるのであります。

なお、時間の都合もありますから申上げませんが、この法律によつて都道府県知事、さらにはその他の地方公共団体に對する相當の負担が政令によつてかけられることになつておりますが、その割合によつては相當の負担になると考へられますから、今日の財政事情よりして、その負担能力については十分御考慮をお願いしたいのであります。

以上数点にわたつて申し上げましたけれども、要するに今日における地方の事情なり、飲害の現地の事情を十分御承知願ひまして御審議くださいまして、この法律案は特別飲害以來現地民一同の望み久しかつた法律でありますから、一日も早くこの通常国会において成立、施行ができればよいにお願いいたしまして、私の公述を終りたいと思ひます。

○多武良委員長代理 以上をもちまして公述は終了いたしました。ただいままでに公述された公述人に対しまして質疑の通告がありますので、順次これを許します。淵上房太郎君。

○淵上委員 われ／＼はこれからこの法案を審議するにあたりまして、私は先般多少検討を重ねて来たのであります。いろいろの点において疑問があり、また不満があるのであります。本日示唆に富む貴重な御意見を拜聴してありがたうございまして、ただその重要問題の一つに關する貸賃価格の問題につきまして、私はたゞ／＼午前中に日本炭炭協会並びに日本炭炭連合会の代表者の両君に質問いたしました關係上、均衡を得たために、五十一條のいわゆる賠償義務者の納付金

の算定基準となる貸賃価格の倍数の二千倍ないし五千倍という問題につきまして、地方公共団体の理事者代表たる福岡県知事、直方市長、小野田市長並びに被害者代表たる栗田、和田、山口三君のこの点に關する御意見を順次伺ひたいと思ひます。

○杉本公述人 この問題につきましては、政府部門においての意見も十分統一されてないように考へます。おそらくこの五千倍というものは、農林省の主張だろうと思ふ。これをできるだけ引下げようというのには業者の主張であり、これは結局においてこの政令がどうきまつて来るかということに關連しますけれども、われ／＼としましてはこの点は五千倍を下らざる——この五千倍を引下げて三千倍とすることには不賛成であります。

○行實公述人 この問題は農林省と資源庁との間に、今福岡県知事の仰せられるように決定された線をいまだ見ないのであります。かりに貸賃価格は二十倍といひまして、五千倍として十万円であるのであります。そうしたことを考へる場合、現在支払つておられる炭飲側の賠償は、多いところは一年間に一反歩二万円に近い金を支払つておられるのであります。少くとも私の考へでは、そうした打切りにひとしい処置をとられるところは、多分に被害の多いところと考へるのであります。今までも払われております実績からいひまして、五千倍は当然であると思へるものであります。従つてほんとうのことは、農林省あるいは資源庁でどういふ線が出ますか、炭飲側は三千倍を上らざるという御希望もあ

るかのごときでございますので確然たることは申し上げられませんが、今までも払つておられます実績からいひまして、私はそれくらいのもものは當然である、かように考へるのであります。

○堀井公述人 私もほぼ同意見でありまして、基準貸賃価格もわかつておりませんし、また都道府県別に政令で定めるといふことになりませんか、これもはつきりしておりません。従つて広い幅を持たせて、そのうちで最も適正な方法を講ぜらるべきものであると考へて、この案に賛成をいたします。

○栗田公述人 私は公述の中で五十一條の納付金が非常に少い、かようなことを申し上げまして、飲山側から御公述になつたのでは五千倍は高い、こういうふうに見解の非常な相違があります。私が非常に少いと申し上げた理由を一応申し上げたい。福岡県の飲害地の貸賃価格調査は詳細に調べてあります。これは後に先生方のお手元に参ると思うのであります。あるいは参つてゐるかも知れません。それによりまして、福岡県の飲害地の貸賃価格の平均は十七円四十六銭であります。それから炭煙は五円八十九銭。これはほとんどが水没しているところ、この最高の五千倍といふものがかけられると私は考へる。しかし御承知のように、飲業被害といふのはほかつと全部が水没するわけでもない。段階的に飲害がありまして、ありますからこの傾斜面の度合によつて、五千倍であつてもまたそれぞれ減額される。これは当然であります。そういたしますと、全部が全部五千倍にいたしました十七円四十六銭では八万七千三百円、ところがこ

それが段階的に参りますから、その中間をとることが、私はそろばんを持つ上の非常に確実な線ではないかと思ひます。こういうことになりますと、その半分の四万三千六百円である。工事の方は、水没地では二十万も二十五万もかかる所がございませうけれども、今申しましたように一応高い所がありまするからそれらの所は三万、五万の工費で済みます。それらを平均いたしまして、現在農林省ではそれらの助成のわくが、その耕地とその耕地のうちの公共事業と二つにわかれておりますが、平均十三万八千円くらいを上まわるとして政府助成がなされておるようでございます。私は、おそらくこの法案が通りましても、資源庁の方では相当御期待になつておるようでございますが、大蔵省並びに農林省は、十三万八千円の、要するに普通土地改良費の半分である六万九千円以上は御承知にならぬではないかと考える。そういうことになると、この半分の四万三千六百円、これを政府の六万九千円に加えても十一万二千六百円でありまして、政府助成の対象の十三万八千円に届かない。さらにこれが打ち切り補償の問題がきまると、工事完了後の回復に対する打ち切り補償があるとするならば、これにまた数万円の金がかか二万円は見込んであるのでございます。こういうものを算定いたしますと、非常に足りない。そろばんが持てない。さらに畑のごときは、先ほど申しましたごとく金額がけまして二万九千四百五十円、私はこれで工費が償い得るということは考えられませう。

ただ貸賃価格の調査にあたりまして、私の郡あるいは隣郡、福岡県を通じて最高三十八円、三十九円というふうな貸賃価格が現にあります。実は驚いたわけであります。それらの土地はほんとうの微々たるものでありまして、実際価格にこれは適用されるものではない。で、この福岡県の詳細な調査によりますと、十七円四十六銭というのが正確である、こういう点から私は先ほどさうな公述をいたした次第でございます。

もだと思ひますけれども、私は先ほど来の公述でも申し上げましたように、いろ／＼特殊な立場がありますので、むしろ欲なことを申し上げるようでございます。すけれども、これではまだ足りないのではないかと、かように考えま

○多武夏委員長代理 今澄君。○今澄委員 私は和田さんと直方の市長さんにお尋ねいたします。私は端的にこの法案を審議する議員の一人として申し上げます。この法律が六月六日まで成立するためには、おそくも衆議院を二十五日に上らなければ成立しませう。二十五日までには衆議院を上げるということになりますと、あとわずかに期間は二十日間であります。その間に現地視察その他をすれば、非常に期間が短かいのであります。私は本日の皆さんのいろいろの御見解を聞きまして、心からこれらの被害者に同情いたします。ととも

ります。率直に申し上げますと、私もはたたいま申しましたような修正をぜひお願いしたいのであります。ところが反面、この法案はぜひ本国会に通してもらいたいというところにおいて、ソマに陥つてゐるのであります。そこで今澄先生の突かれました点からいたしますと、私は少くとも非公衆家屋等に対する問題については、ぜひともわれわれの要望をいれていただきたい。第二には農地の問題につきまして栗田公進人さんがお願いをしておりましたように十分に御研究をお願いしたい。欲を申しますれば全部でございますけれども、少くとも最小限度私はその点にでも、少し言ひはばかりますけれども、別な公進人さんのお心持もあることと存じますので、私たちはどうしても通してもらいたいという念願からこの二つだけでも希望をいれさせてもらひまして、通していただくようひたすら先生方の御盡力をお願いしたいと思ひのであります。

○和田公進人 答えたいと思います。私この問題についてよく研究いたしておりませうので、はつきりしたお答えはできぬかと思ひますが、この五十一條の納付金の額は、一応賠償の基準を時価で見積る、その土地の値打の範囲で見積る、こういう原則でお立てになつたのではないかと思ひます。なおこの二千倍から五千倍という数字は、現在の貸賃価格を基準としておりますけれども、これは逆算をしていうものが出たのではないかと。収益還元による土地の評価というものをなさ

元による土地の評価というものをなされまして、たとえば一例を申し上げますと、熊本県では反当全県下の平均価格は坪価が九万円になる。福岡県は七万円になる。山口県は四万円なら四万円になる。こういうふうな全平均をい

御参考にお返しをいたして、その反当の収益を出すわけであります。その反当の収益を割りますと、土地の価格が出るのださうでございます。その価格を現在の平均の貸賃価格で割りますと、倍数が出ておるようになります。従つてこの二千倍から五千倍という数字は、かつてにおつくりになつたのではなかつた、既往の実績に徴してさうな数字が出たものと思ひます。私持

○山口公進人 淵上先生にお答えいたします。長崎県におきましても基準賃賃価格はいろ／＼かわつております。この法律の立て方が、先ほどの公述で申しましたように、その土地々々にいゝゆる事実たる慣習として行われていた賠償の金額を目安として立てられたというふうにお考えをいたします。長崎県と同じ土地内におきまして、いろ／＼金額もかわつております。まして、二千倍から五千倍の範囲内というものが安当ではなかつたかと考えているわけであります。

○和田公進人 今澄先生のお話でございますが、ただいまの直方の市長さんと同様におれ／＼の意見もぜひいれていただきたいのでございます。しかしながらもしいれずにこのまま法案が成立する場合、一応通過する方がよいからとちかちかという問題になるならば、私はやはり一応この法案を通していただくことを切望いたします。その理由は、法は必ずしもそのまゝではとまらぬ、やはり法も育成して行くべきだといふ観点に立つております。今後この法をいつばなものに諸先生方の協力を得て、ぜひ育てて行きたいという熱意を持っておりますがゆゑに、この法案を通していただきたい。なお相

○和田公進人 今澄先生のお話でございますが、ただいまの直方の市長さんと同様におれ／＼の意見もぜひいれていただきたいのでございます。しかしながらもしいれずにこのまま法案が成立する場合、一応通過する方がよいからとちかちかという問題になるならば、私はやはり一応この法案を通していただくことを切望いたします。その理由は、法は必ずしもそのまゝではとまらぬ、やはり法も育成して行くべきだといふ観点に立つております。今後この法をいつばなものに諸先生方の協力を得て、ぜひ育てて行きたいという熱意を持っておりますがゆゑに、この法案を通していただきたい。なお相

○和田公進人 今澄先生のお話でございますが、ただいまの直方の市長さんと同様におれ／＼の意見もぜひいれていただきたいのでございます。しかしながらもしいれずにこのまま法案が成立する場合、一応通過する方がよいからとちかちかという問題になるならば、私はやはり一応この法案を通していただくことを切望いたします。その理由は、法は必ずしもそのまゝではとまらぬ、やはり法も育成して行くべきだといふ観点に立つております。今後この法をいつばなものに諸先生方の協力を得て、ぜひ育てて行きたいという熱意を持っておりますがゆゑに、この法案を通していただきたい。なお相

○和田公進人 今澄先生のお話でございますが、ただいまの直方の市長さんと同様におれ／＼の意見もぜひいれていただきたいのでございます。しかしながらもしいれずにこのまま法案が成立する場合、一応通過する方がよいからとちかちかという問題になるならば、私はやはり一応この法案を通していただくことを切望いたします。その理由は、法は必ずしもそのまゝではとまらぬ、やはり法も育成して行くべきだといふ観点に立つております。今後この法をいつばなものに諸先生方の協力を得て、ぜひ育てて行きたいという熱意を持っておりますがゆゑに、この法案を通していただきたい。なお相

○和田公進人 今澄先生のお話でございますが、ただいまの直方の市長さんと同様におれ／＼の意見もぜひいれていただきたいのでございます。しかしながらもしいれずにこのまま法案が成立する場合、一応通過する方がよいからとちかちかという問題になるならば、私はやはり一応この法案を通していただくことを切望いたします。その理由は、法は必ずしもそのまゝではとまらぬ、やはり法も育成して行くべきだといふ観点に立つております。今後この法をいつばなものに諸先生方の協力を得て、ぜひ育てて行きたいという熱意を持っておりますがゆゑに、この法案を通していただきたい。なお相

○和田公進人 今澄先生のお話でございますが、ただいまの直方の市長さんと同様におれ／＼の意見もぜひいれていただきたいのでございます。しかしながらもしいれずにこのまま法案が成立する場合、一応通過する方がよいからとちかちかという問題になるならば、私はやはり一応この法案を通していただくことを切望いたします。その理由は、法は必ずしもそのまゝではとまらぬ、やはり法も育成して行くべきだといふ観点に立つております。今後この法をいつばなものに諸先生方の協力を得て、ぜひ育てて行きたいという熱意を持っておりますがゆゑに、この法案を通していただきたい。なお相

るべくはわれ／＼の修正意見をできるだけ取り入れていただくことをお願いいたします。修正の点についておりようでしたら、この資料を差上げます。

○多武良委員長代理 次は青野武一君。

○青野委員 今澄君がいきなり結論に入る質問をしましたので、ちつと面くらつたのでありますが、まだ日には相当あります。通産委員会で勉強をすれば、参議院にまわるくらいの日には十分あると思います。せつかく被害者の血の出るような要求、そして関係者が遠方から万難を排してせわし中を来て、被害者の立場を代表してゐるおつしやつておられるところを聞きますと、そういう要望はできるだけこれをこの法律案の内容に修正として私どもは入れるために努力すべきである。結果から申しますと、まことに恐縮ですが、今まで二十八日の午後十時半まではどんな問題でも一応総司令部のオーケーをとらなければならぬ。これはどうすることもできなかった。しかしその点では確かに被害者に同情し、真剣にその損害に対して賠償すべきであるという意思を持つておりますれば、衆議院と参議院の各派が超党派の立場に立つて、真剣にこれを討議すれば、あまり多くの日にちもいらぬではないかと思ふ。一応通して悪いところは直すというが、すでに悪いところがあれば修正する時期に到達しておる。国会における法律案は事実上総司令部とは縁が切れている。どうでもこうでも悪くてもいいから通してくれということは、被害者の意思を代表しておるとは私どもには認められぬ。やは

りその点についてできるだけの努力をすべきであるとは私は考える。そこで最後に直方の市長さんにお尋ねをいたしますが、かりに御希望になる点が相当箇所修正せられまして、これが衆参両院を通過してそうして法律ができましたときに、いろいろ問題が起つて参ります。そのときにはたとえば墓地、家屋というものに被害を受けた場合は、個人がその対象になつて交渉をされるのか、あるいは被害対策といったように、いろいろ郡なら郡別に、あるいは県別に一つの被害者の機関を設けて、その機関が一つ／＼の問題を交渉し、処理して行くのか、そういう体制が、たとえば福岡県百三十万被害者の代表機関である一つの組織がそれを担当して行くのか、そういう受入れ態勢ができておるかどうかという点をお聞きしておきたいと思ひます。

それから栗田さんには二十五年の五月、御承知の特別被害問題のときに責任者になつてた／＼東京に出て来られて、ほんとうに頭の下るような御努力をしていただいたことは私も十分認めております。あなたのおります付近は特に三百六十町歩の中に三百三十町歩は四尺、五尺も、あるところは七尺も陥没しているということを聞いております。そういうところを現実の問題としてやはり原状回復という線を中心として行く、三日も四日も雨が降つたときに、大体海岸線と落差が非常に少いところでございまして、たとえば炭鉱経営者によつては百馬力、百五十馬力のモーターをすえて排水をやつておりますが、そういう点はそのままにして、やはり原状回復の線を固執して、元の田地畑畑にして行く何か具体

的な御方策を持つておられるか、そういうものがないと、やはり法律の精神には原状回復がはつきり出て参りました。でも、実際問題としてできない。そうすると復旧不適地という烙印を押されて、農民の諸君はみずから持つておる土地が回復できない。生活のかたの農地を取上げられるという結果になる。そういう点について責任者として具体的にこうしてもらいたい、この法律が被害者の意思を十分盛り込まれて通つたときには、その復旧についての具体的な、私はこういう希望を持つておる、こういう考えを持つておるということ

を、ひとつ最も被害の多いところの責任者である栗田さん、特に筑豊炭田で熱心によつておられます直方の市長さんにも、市町村自治体の責任者として、多少そこに腹案がございすれば、それもやはりこの法律案の審議の過程にぜひ必要になつて参りますので、その点をお二人にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○行實公述人 交渉団体として家屋その他のものに対してやるか、但しは個人的で交渉するかどうかお尋ねのようには拜承いたしますが、今のところでは法的にもそういうものを認められてもおりませんし、それが個人にかつて団体で交渉するという段階には至つておりません。しかしながら法が現状のままでは通るといふことになりまして、一人の力ではとうてい現在の被害を救う道がないと存じます。好むと好まざるにかかわらず、もしこのまま通るといふことになれば、自然の結果が団体の力によつて交渉するということになるものと、私は考えております。

○栗田公述人 青野先生の御理解あるお尋ねに對しまして、一言簡単に私の所信を申し上げたいと存じます。

私どもは鉱業法の改正にあつて原状回復を叫んでおります。これは鉱業権者が要するに被害を興えたものを一定の金額で打切るという気持そのものがいけないと思ふ。結局は一応形をこわしたならば原状回復をすべきだ、こういう信念のもとに私は申し上げてゐるので、先ほども公述の中にありましたように、ドイツ等では法律になつても原状回復だ——私どもは原状回復といふものを、たとえば山が下つたから、山を上げるという、いわゆる原形復旧を私どもは要望するものではありません。ただここに今まで水車をもちて汲み上げておつたものが十尺下つたとすれば、その場合、十尺下つたが、今までは三尺高過ぎた、そこで七尺上げればよい、これが私どもの主張する原状回復であります。ところが先ほど申しましたように、経費の関係から七尺上げるのができない。要するに農林省の政令で定められておる効用回復の五尺でがまんしろという線が出て参つておるのでございします。こういうものは、すべからずある一定の、いわゆる将来不安のない工事のできるまでを私どもは原状回復と申しておるものであります。鉱業法の改正によると、今のあり方が逆転するわけです。金銭をもつて賠償する、但し多くの金を要しないところは原状回復する、こうあるのですが、私どもは原状回復を主体として、そうして特に多額の三十万も五十万もいるところを上げるといふ被害者の主張ではございしません。要するに多額の金を要する、国の経済の行き方からして、こ

れはどういふ救済できないといふところは、金銭をもつて賠償するといふことを主張するものでございします。私どもの主張は何らいれられないものではないという自信を私は持つております。私の村のある一部では、すでに特別被害復旧をやつておる。それを見ましても、私どもは十尺下つたところを十尺上げてくださいといふことは申し上げておけません。効用回復の線を了承しておりますのは、原状回復の精神は被害者としては一歩も曲げるものではなく、また十分やつて行けるという事例はドイツ等で行われておる。あの事例は私は日本のりつばな教科書になる、かように考えております。

○青野委員 もう一点お尋ねしておきますが、私も同じように、大体この法案の中を一貫してやはり原形回復、これが最も正しいと思ふ。どうしてそれができない場合に、たとえば百箇所という復旧をする場合に、何箇所かはどうしてもできない、費用が高つくし、地理的に考えてもそう大した利権賠償がないという場合は、これは金銭賠償でもやむを得ませんが、その精神がこの法案の中に貫かれて、被害者の言ひ分が相当修正の形で入るべきである。そうしなければ、この原案のままでは、その次また一年か二年先で直してもらへばいいでは、何も公述人を九州から呼んで、たくさんの方がせわしい中を東京まで来る必要はありませぬ。やはり被害者の血の出るような言ひ分をこの中に盛り込むことによつてこの法律案が生きてゐるのです。私はそういう観点に立つて御質問申し上げたわけでありまして、問題は、あなたのよう

に三百六十町歩のうち三百三十町歩も陥没しておるところは——炭鉱によつて各所にポンプをすえておる、蘆屋の海岸との落差がわずかの三メートルだといふことも聞いておりますが、三日も大きな雨が降れば流れない、田は一面の水びたしになる、排水の設備ができてないところはやはり相当の犠牲がある。元のようにしなければならぬことはもとよりでございますが、現実の問題として業者側がやはり喜んで賛成しないだろう。そういう点について、やはり正しい主張は何ものにも恐れずにこれを貫いて行く。被害者の立場に立つて正しいことはどん／＼実行に移して行く。そういう意思が皆さんの中にあれば、総司令部と手の離れた各党がよく話し合つて、自分たちが被害者の立場に立つて物を考えれば、皆さんが公述なさいました内容を相当この中に織り込むことはそうむずかしいことではない。お互いに胸襟を開いて話し合えば、ある程度のものはこの中で修正として出て来る。日にちも努力すればとれないことはありません。そこでそういう点について、あなたのところは非常に被害の大きいところですが、現実の問題としてそういう精神がこの法案に織り込まれると、具体的にどういうようにしてもらいたい、それでは困るからこうしてもらいたいといったようなことが、やはり組織と団体が背景でない、法律はできてみな／＼交渉がうまく進行しない、長引く。そういうことが今まで常套手段になつておつた。まじめに考えてくれば、業者が今日まではつておきはしません。生活上の幾多の若しみをなめておるからこそ、みな真剣になつてこういう要

望を東京まで持つて来られたと思ひます。もしそういう点についてのお心組みがあれば、私どもは明日からこの法案を審議する上にぜひ必要なことですから、地元の代表者の御意見を参考のために承つておきたいと思ひます。

○栗田公述人 その点さらに私の気持ちを確認しようというおぼしめしのようにありますが、私が公述いたしましたように、鉱山と被害者は車の両輪のやうなものでして、鉱山がつぶれば被害者はやはり相当な損害を受けるのであります。何も被害者は鉱山と敵対行為をするものではない。ただ先ほど申し上げますように、ある程度責任の回避をされなくて、やはり専断的に原状の回復をするという考え方から免責措置をとつていただかないようにということと、七十八條の、要するに一方的な農林、通産省の政令でもつて不適格として認められることは困る、この二点でございます。

○青野委員 これはもう質問ではございません。公述人に対する質問は私は多少持つておりますが、やはりこの法案を提出せられた政府側に御質問したいことをたくさん持つておりますので、公述人に対しては私はございませぬ。できればいろいろな事情を考慮して、急速に通産委員会を順次開いていただいて、まじめにこの法律案を取組んで、できるだけ皆さんの御要望を織り込んで、衆議院の方は参議院の審議期間を十分にとつて、早くこれを本会議で上げて行く、そういう方向にひとつ各党各派ともに努力していただきたいというのを希望いたします。

○多武良委員長代理 ほかに御質疑がないようでありますから、以上をもち

まして公述人の御意見の御開陳並びに質疑は全部終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。公述人各位には、御繁忙の際にもかかわらず、長時間にわたつて貴重な御意見の御開陳をくださいましたことを、厚く御礼申し上げます。なお当委員会におきましては、本法案の審査にあたりまして各位の御意見なり御趣旨の存するところを十分参考に供し、慎重審議をしたいと存じます。この席より、委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

明日は午前十時より開会いたし、電源開発促進法案について討論採決に入りたいと存じますから、さよう御了承願ひます。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時二十分散会

昭和二十七年五月十五日印刷

昭和二十七年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所